

空見スラッジリサイクルセンター建設事業に係る

事後調査計画書（供用開始後）

（下水道終末処理場の建設）

平成25年9月

名古屋市上下水道局

目 次

第1章 事業者の名称及び所在地	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要	1
1. 事業の目的	1
2. 事業の内容	1
第4章 環境影響評価の手続きの経緯	9
第5章 環境影響評価の概要（存在・供用時）	11
第6章 事後調査（供用開始後）の実施内容	38
1. 事後調査の目的	38
2. 事後調査計画（供用開始後）	38

参考資料

（注）本事後調査計画書（供用開始後）の下線（ ）を付した箇所は、事後調査計画書（工事中）からの名称・事業内容の変更箇所または新たに追記した箇所及び環境影響評価書から調査内容を変更した箇所を示す。

第1章 事業者の名称及び所在地

事業者名：名古屋市上下水道局

代表者：名古屋市上下水道局 局長 小林 寛司

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

第2章 対象事業の名称及び種類

名称：空見スラッジリサイクルセンター建設事業

種類：下水道終末処理場の建設

第3章 対象事業の概要

1. 事業の目的

本事業は、下水道終末処理場（污泥処理施設）の建設を目的とする。

2. 事業の内容

1) 事業予定地の位置及び面積

ア) 位置 名古屋市港区空見町1番地の5^{※1} (図3-1 参照)

イ) 面積 約 16 ha

2) 事業計画の概要

第1期工事の土木・建築工事は本施設全体の1/2規模の施設を対象とし、敷地全体の造成及び管理棟などの供用施設の建設を含むものである。また、第1期工事の設備工事は本施設全体能力の1/4規模の施設が対象である。

第2期工事以降は事業着手から概ね20年程度を目途に污泥量の増加に合わせて、本施設全体能力の1/4規模を超えない範囲で段階施工を行う計画である。

ア) 施設規模と形式

① 計画污泥量

日平均 : 本施設全体供用時 20,000m³/日 (日最大: 27,000m³/日)

第1期施設供用時 5,000m³/日 (日最大: 6,750m³/日)

污泥処理方式 : ベルト濃縮^{※2} スクリュープレス脱水^{※3} 流動焼却
遠心脱水^{※4}

② 焼却規模と形式

形式 : 流動焼却炉

焼却能力 : 本施設全体供用時 1,600t/日 (200t/日×8炉)

第1期施設供用時 400t/日 (200t/日×2炉)

煙突 : 高さ 80m (内筒 4本、外筒 1本)

※1 5 : 上下水道局施設としての住所表示を名古屋市港区空見町1番地の5に統一した。

※2 ベルト濃縮機 : 走行している金属ベルト上に汚泥を投入して、重力ろ過により固液分離する濃縮機

※3 スクリュープレス脱水機 : 円筒状のスクリーンとスクリュー羽根から構成され、スクリュー羽根の圧搾とせん断力により脱水する脱水機。

※4 遠心脱水機 : 高速回転するボウル内に汚泥を供給し、遠心力を利用して脱水する脱水機。

灰発生量^{※5} : 本施設全体供用時 約 60t/日
第 1 期施設供用時 約 15t/日

〔セメント原料等
へ有効利用〕

③ 返流水処理施設

処理方式 : 凝集沈殿法^{※6} (処理水は宝神水処理センターへ送水)
返流水処理能力 : 本施設全体供用時 33,000m³/日 (日最大)
第 1 期施設供用時 8,250m³/日 (日最大)

④ し渣・沈砂洗淨棟

し渣洗淨能力 : 本施設全体供用時 3,000t/年
沈砂洗淨能力 : 本施設全体供用時 12,000t/年

し渣は、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係法令を遵守し、処分する計画である。沈砂は埋め立て材などに有効利用する計画である。なお、宝神水処理センターで稼働している既存のし渣、沈砂洗淨施設の耐用年数を考慮して新設する。

^{※5} 灰発生量 : 汚泥が焼却されると約 30%の無機分が灰となって発生する。
(本施設全体供用時 20,000m³/日×1/100(汚泥濃度 1.0%)×30/100(無機分 30%)=60t/日)
(第 1 期施設供用時 5,000m³/日×1/100(汚泥濃度 1.0%)×30/100(無機分 30%)=15t/日)

^{※6} 凝集沈殿法 : 凝集剤により汚濁物質を沈殿除去する方法。

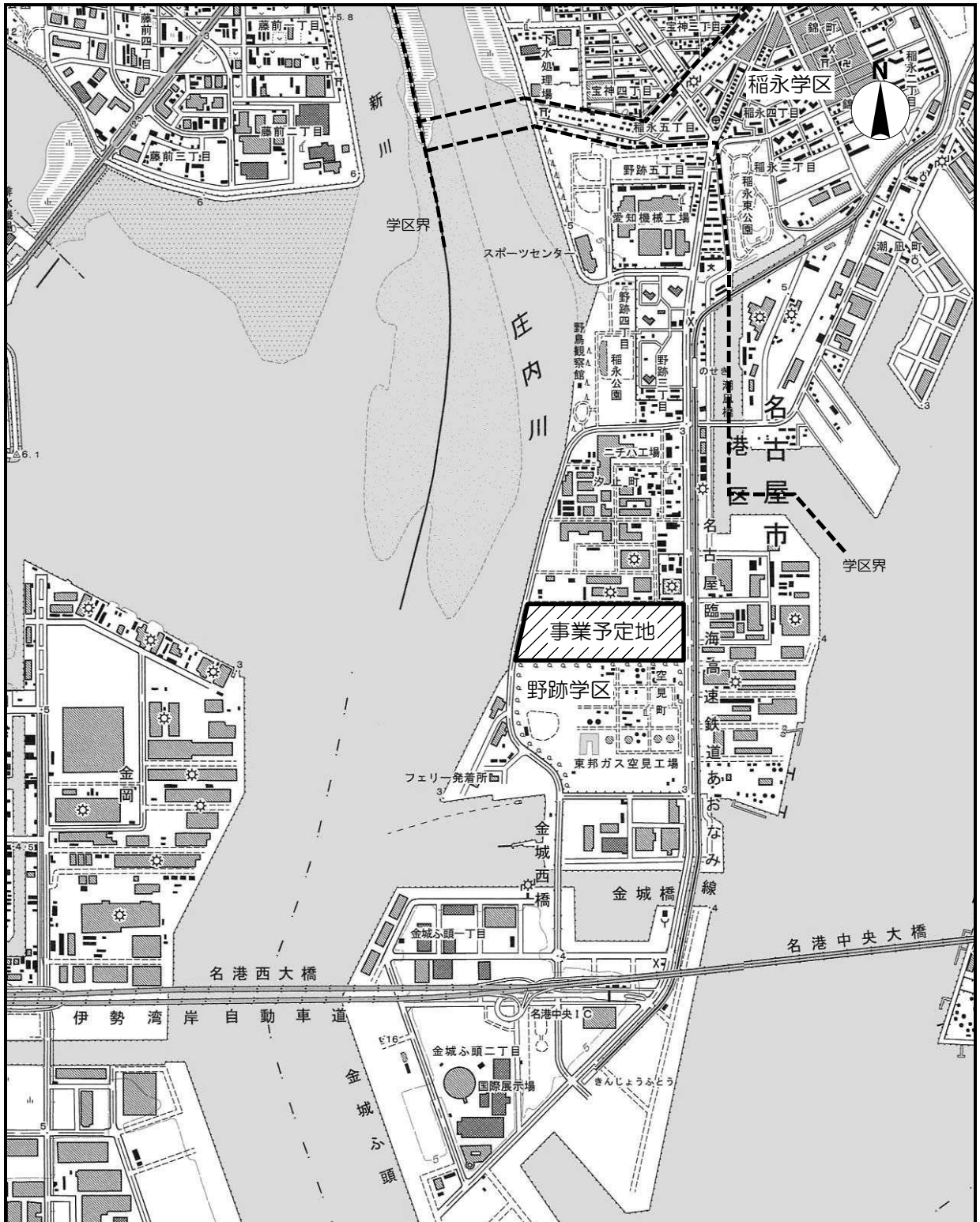


図 3-1 事業予定地の位置

イ) 施設概要

施設の概要は表 3-1 に示すとおりである。

施設は、機能毎に別棟とし、受泥棟、汚泥棟、焼却炉棟、返流水処理施設、管理棟、受電棟を建設した。なお、し渣・沈砂洗浄棟及び熱利用棟は今後建設する計画である。

汚泥焼却から発生する熱は、場内で利用するとともに、将来の利用用途を検討し、熱の有効利用を図ることとする。

なお、し渣・沈砂洗浄棟のみ昼間運転とし、それ以外の施設は 24 時間稼働とする。

表 3-1 施設の概要

名 称	施設の概要	施設の形状・寸法	
		第 1 期施設供用時	本施設全体供用時
受泥棟	汚泥の受入、貯留を行う施設	平面：52m×46m 高さ：13m	平面：91m×46m 高さ：13m
第 1 汚泥棟	汚泥の脱水などを行う施設	平面：118m×40m、高さ：25m	
第 2 汚泥棟	同上	—	平面：118m×40m 高さ：25m
第 1 焼却炉棟	脱水汚泥を焼却する施設	平面：59m×95m 高さ：25m	平面：110m×95m 高さ：25m
第 2 焼却炉棟	同上	—	平面：110m×95m 高さ：25m
返流水 処理施設	返流水を凝集沈殿法により処理する施設	平面：30m×83m 高さ：6m(地下 12m)	平面：56m×83m 高さ：6m(地下 12m)
受電棟	本施設の受電を行う施設	平面：31m×24m 高さ：15m	平面：31m×53m 高さ：15m
熱利用棟	焼却廃熱を利用する施設	—	平面：51m×29m、 高さ：18m
<u>し渣・沈砂 洗浄棟</u>	本施設及び各水処理センター等から発生するし渣・沈砂を洗浄・脱水する施設	—	<u>平面：110m×39m</u> <u>高さ：17m</u>
管理棟	本施設の運転管理を行う施設	<u>平面：30m×17m、高さ：11m</u>	

ウ) 施設配置

施設配置は図 3-2 (1)～(2) に示すとおりである。

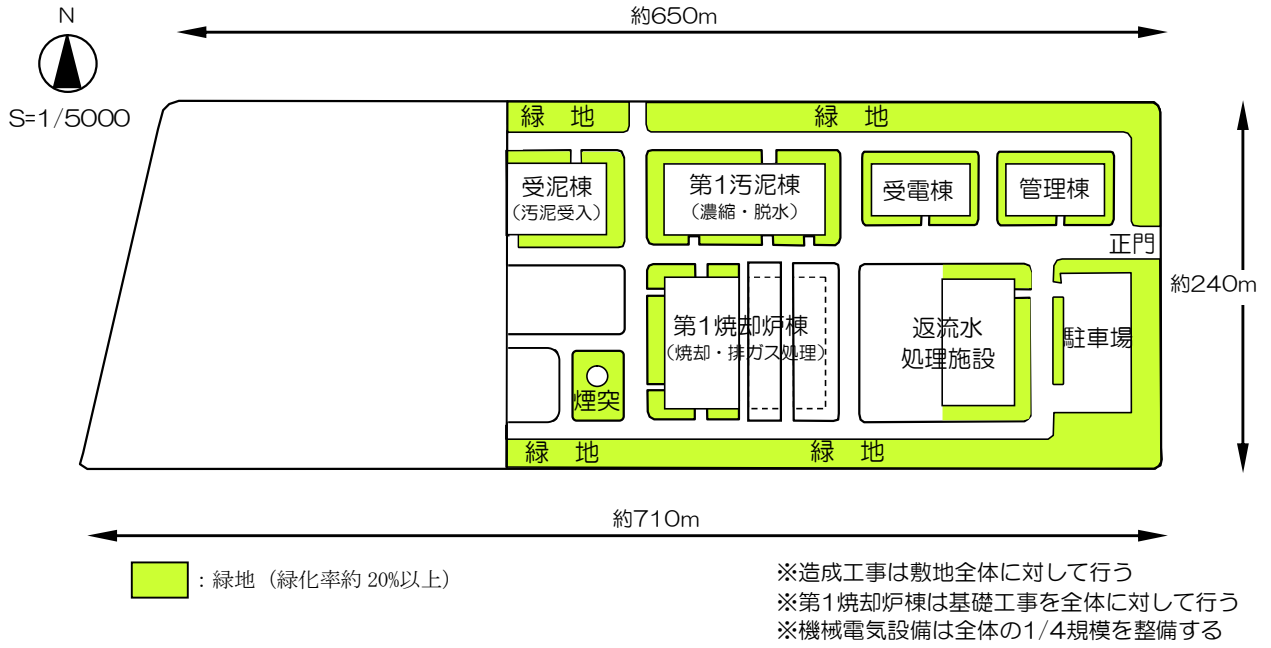


図 3-2(1) 第 1 期施設配置計画

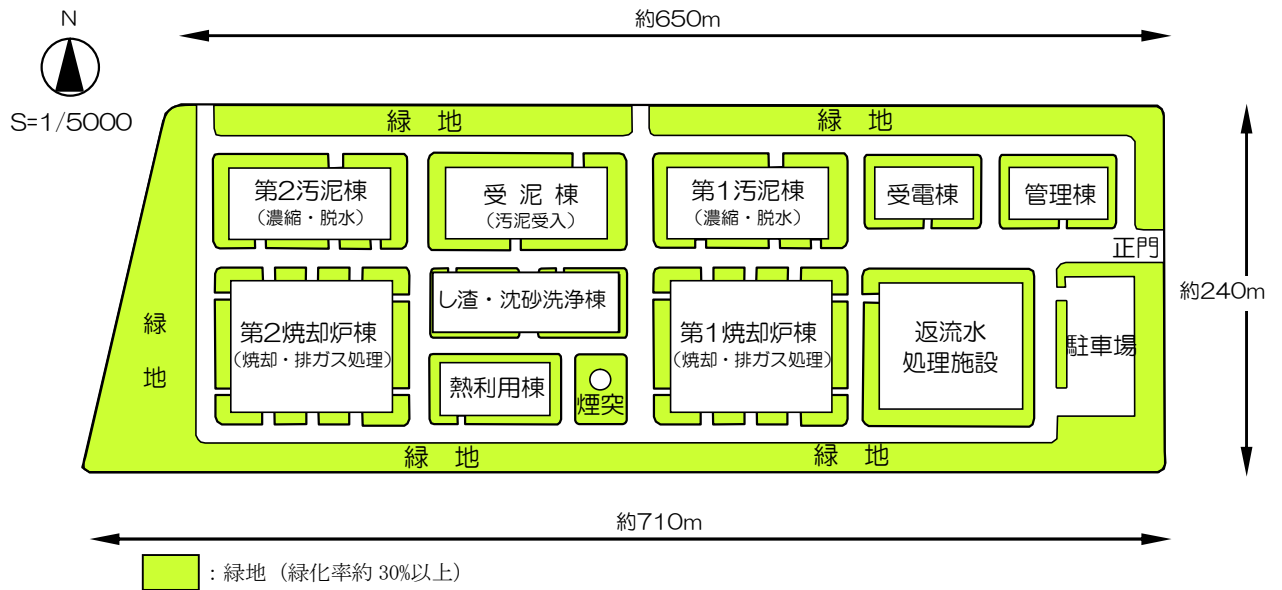


図 3-2(2) 全体施設配置計画

エ) 汚泥処理フロー

汚泥処理フローは図 3-3 に示すとおりであり、汚泥、排ガス及び返流水系統は図 3-4 に示すとおりである。

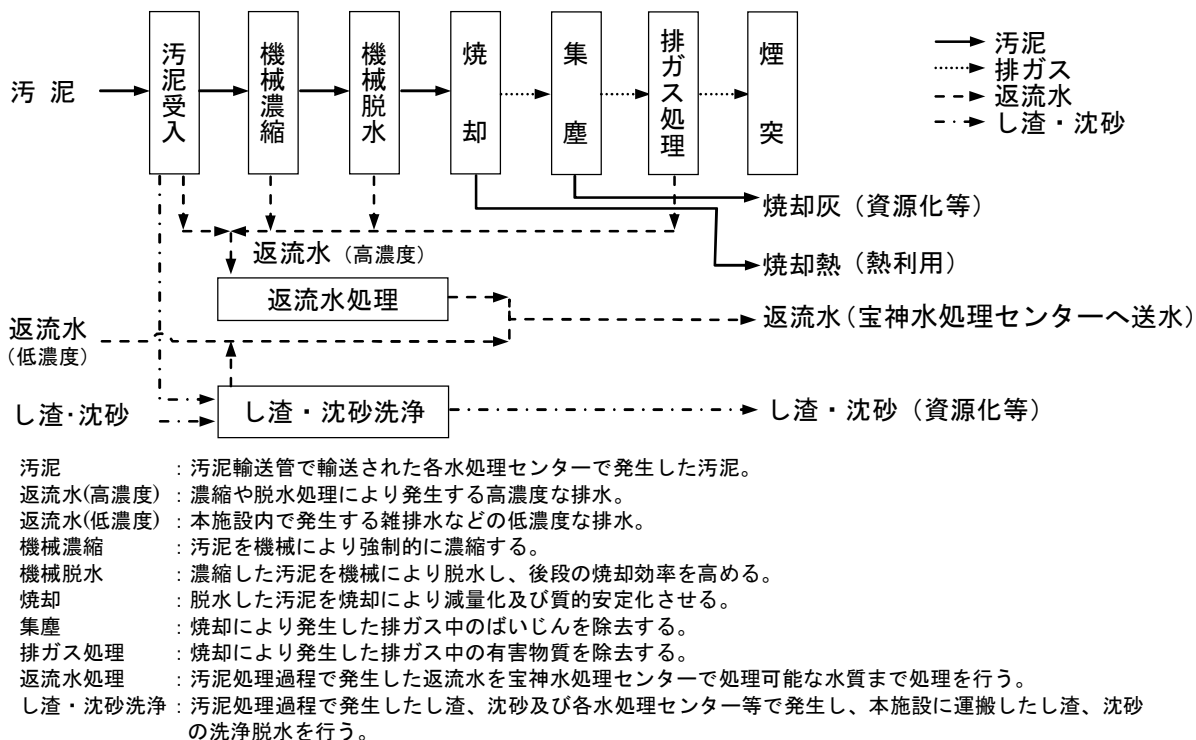


図 3-3 計画処理フロー

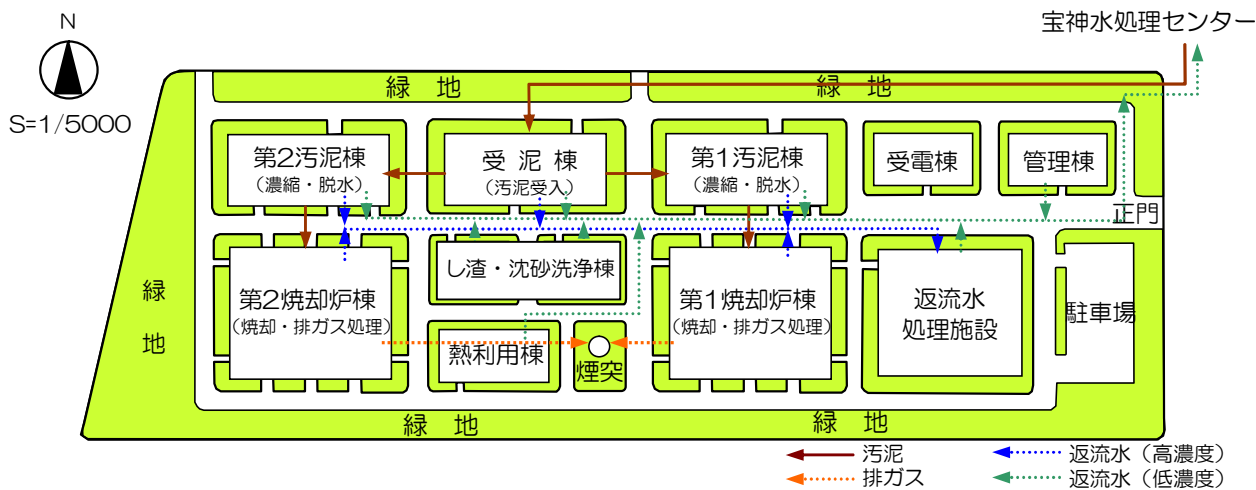


図 3-4 汚泥、排ガス及び返流水の計画系統図

オ) 緑化計画

緑化にあたっては、樹種の選定に際しては周辺に存在する潜在自然植生に配慮した緑化を行うとともに、事業予定地内及びその周辺に現在生息している動物が、引き続き生息できるような環境を創出することに配慮するなど、具体的な緑化計画の策定にあたっては、以下に示すコンセプトを基本にすすめる。

なお、第1期施設供用時において、主に敷地周囲20mを緑化し、敷地面積の20%以上（本施設全体供用時では約30%）を緑地とする。緑地の配置計画は、図3-2に示すとおりである。

【周辺環境への配慮】

- ・ 施設内の緑化推進により、ヒートアイランドの抑制に努める。
- ・ 「名古屋港景観基本計画」の港湾景観形成の基本方針にもある“まちや既存の緑地との一体化に配慮”を意識し、広域的な観点から、将来的な緑化ベルトにも対応できるように、本施設内の緑化についてもできる限り連続性を持たせた配置を目指す。
- ・ 自然環境保全の観点から、植栽種の選定にあたっては、外来種を避け、周辺に存在する潜在自然植生の樹種を基本に検討をすすめるとともに、その整備についても維持管理まで含めた長期的な視点に立ち、動物や植物の多様性を踏まえ生態系の維持にも配慮した緑化計画をすすめる。

【生き物とのかかわり】

- ・ 事業予定地内及びその周辺に現在生息している動物が、引き続き生息できるような環境を創出し、その保全に努める。

【人の交流】

- ・ 来訪者が気軽に利用でき、緑を通じて訪れる人々に対して安らぎを与えるような緑地の配置や機能を持たせる。

カ) 雨水排水計画

事業予定地内に降った雨水は側溝で集水し、表3-2に示す放流先に放流する。

なお、雨水の一部は場内で洗浄水や散水用水等に利用するとともに、緑化による地下浸透を図ることで、敷地外への雨水流出量を極力低減させる。

表 3-2 雨水放流先

時 期	放 流 先
供用時	側溝で集水した雨水は、事業予定地東側の名古屋港に放流する。

キ) 供用開始時期

平成25年度10月 第1期施設供用開始

ク) 処理方式の検討経緯

本市の既存の3汚泥処理施設は、現在すべての施設において焼却処理を行っており、発生する焼却灰の有効利用については、平成23年度において有効利用率が約89%となり、全国的にも高い水準を維持している状況である。

一方、現況の汚泥処理における課題としては、下水汚泥の集約処理により長距離輸送に伴う嫌気化や汚泥性状の変動が生じやすい状況にあり、濃縮工程での沈降性の悪化を招き、後段の汚泥処理全体の効率性の低下を引き起こすケースもあり、これに対する対策が必要となっている。また、焼却炉に関しては、適正な環境対策を維持しつつ安定した汚泥処理を継続するための機能を有し、かつ実績のある方式の選択が必要である。併せて汚泥処理過程で発生する返流水は、通常の下水の水質に比べて高濃度であり、併設する水処理施設への影響に配慮する必要がある。

そのため、新たに建設する本施設については、以上に掲げた課題を踏まえ、以下に示すとおり処理方式の検討をすすめた。

① 濃縮

濃縮は、受け入れた汚泥の最初の処理工程であるため、汚泥性状、量的変動に対する安定性を第一条件に考え、「遠心濃縮」を検討していたが、同等の処理性能ならびに省エネルギー化が図れる「ベルト濃縮機」を導入した。

② 脱水

脱水は、山崎水処理センターで採用しているベルトプレス脱水機を含め検討をすすめてきたが、ベルトプレス脱水機は、機器が多台数となり維持管理機器点数が多くなること、システム上の特性から洗浄水を多量に使用すること、臭気の捕臭性が悪いことなどを考慮した上で、少使用水量、省エネルギーといった観点に優位性が認められ、柴田水処理センターで近年導入実績のある「スクリュープレス脱水機」と集約汚泥処理場で実績が多く、処理の安定性に優位性が認められる「遠心脱水機」の2機種を導入した。

③ 焼却

焼却は、これまでどおり、焼却灰の有効利用の推進及び悪臭対策やNO_x対策などに優位勢があり、かつ燃焼効率に優れたものとして、現在、山崎水処理センターと柴田水処理センターでも採用している「流動焼却炉」を導入した。

④ 返流水処理

返流水処理は、汚泥処理工程から発生する高濃度な返流水を、返送先の宝神水処理センターの水処理に悪影響を及ぼさないレベルまで本施設内で処理をするものであり、処理方式の検討に際しては、運転管理が容易で、省スペース、省エネルギーであり経済性でも有利な「凝集沈殿法」を採用した。

第4章 環境影響評価の手続きの経緯

環境影響評価の手続きの経緯は表 4-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境影響評価の手続きの経緯

事 項		日 程 等	
環境影響評価 方法書	提 出	平成 15 年 6 月 23 日	
	縦 覧	期 間	平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 7 月 30 日
		場 所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 及び 16 区役所
		縦覧者数	18 人
	事業者に よる閲覧	期 間	平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 7 月 30 日
		場 所	上下水道局下水道本部下水道建設部計画課 及び西部管路事務所当知出張所
閲覧者数		6 人	
環境影響評価方法書に 対する市民等の意見	提出期間	平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 8 月 14 日	
	提出件数	7 件	
環境影響評価方法書に 対する市長の意見 (方法意見書)	縦 覧	期 間	平成 15 年 9 月 26 日から平成 15 年 10 月 10 日
		場 所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 及び 16 区役所
		縦覧者数	4 人
環境影響評価 準備書	提 出	平成 18 年 1 月 25 日	
	縦 覧	期 間	平成 18 年 2 月 6 日から平成 18 年 3 月 7 日
		場 所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 及び 16 区役所
		縦覧者数	15 人
	説明会	開催日	平成 18 年 2 月 12 日
		場 所	名古屋市立野跡小学校 体育館
参加者数		39 人	
環境影響評価準備書に 対する市民等の意見	提出期間	平成 18 年 2 月 6 日から平成 18 年 3 月 22 日	
	提出件数	1 件	

表 4-1(2) 環境影響評価の手続きの経緯

事 項		日 程 等	
見 解 書	提 出		平成 18 年 5 月 25 日
	縦 覧	期 間	平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 6 月 15 日
		場 所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 及び 16 区役所
		縦覧者数	5 人
公 聴 会		陳述の申出が無かったため開催せず	
環境影響評価準備書に 対する市長の意見 (環境影響評価審査書)	縦 覧	期 間	平成 18 年 9 月 29 日から平成 18 年 10 月 13 日
		場 所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 及び 16 区役所
		縦覧者数	2 人
環 境 影 響 評 価 評 価 書	提 出		平成 18 年 11 月 24 日
	縦 覧	期 間	平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 1 月 4 日
		場 所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 及び 16 区役所
		縦覧者数	5 人
事後調査計画書 (工事中)	提 出		平成 21 年 1 月 23 日
	縦 覧	期 間	平成 21 年 2 月 2 日から平成 21 年 2 月 16 日
		場 所	環境局地球環境対策部地球環境対策課、 16 区役所及び環境学習センター
		縦覧者数	4 人

第5章 環境影響評価の概要（存在・供用時）

環境影響評価書(平成18年11月)における存在・供用時の環境影響評価の概要は表5-1(1)～5-12(2)に示すとおりである。

表 5-1(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（大気質）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
大気質	<p>[資料調査] 調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準及び環境目標値を達成したが、二酸化窒素は、環境基準を達成しているものの環境目標値を達成していない状況であった。</p> <p>[現地調査] ＜一般環境大気質＞ 調査期間中の調査結果は、以下のとおりであり、環境基準の値を下回っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 日平均値の最高値： 0.005ppm～0.020ppm 1時間値の最高値： 0.010ppm～0.065ppm ・二酸化窒素 日平均値の最高値： 0.027ppm～0.045ppm ・浮遊粒子状物質 日平均値の最高値： 0.049～0.069 mg/m³ 1時間値の最高値： 0.069～0.130 mg/m³ ・ダイオキシン類 0.097～0.16 pg-TEQ/m³ 	存在・供用時	施設の稼働	<p>[年平均値] 大気汚染物質の年平均値の、最大着地濃度が出現する位置は、煙突から南東約1.0kmの地点と予測される。 予測環境濃度は以下のとおりである。</p> <p>＜本施設全体供用時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SO₂ (ppm) : 0.00924 ・NO₂ (ppm) : 0.0294 ・SPM (mg/m³) : 0.0361 ・DXNS (pg-TEQ/m³) : 0.161 <p>＜第1期施設供用時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SO₂ (ppm) : 0.00906 ・NO₂ (ppm) : 0.0292 ・SPM (mg/m³) : 0.0360 ・DXNs (pg-TEQ/m³) : 0.160 <p>[1時間値] 大気汚染物質の1時間値の最大着地濃度が出現する位置は、風下0.1km～1.4kmの地点と予測される。 予測環境濃度は以下のとおりである。</p> <p>＜本施設全体供用時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SO₂ (ppm) : 0.0731～0.0819 ・NO₂ (ppm) : 0.0900～0.0967 ・SPM (mg/m³) : 0.134～0.138 ・HCl (ppm) : 0.0071～0.0137 ・DXNs (pg-TEQ/m³) : 0.280～0.302 <p>＜第1期施設供用時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SO₂ (ppm) : 0.0663～0.0692 ・NO₂ (ppm) : 0.0846～0.0869 ・SPM (mg/m³) : 0.131～0.132 ・HCl (ppm) : 0.0020～0.0042 ・DXNs (pg-TEQ/m³) : 0.263～0.271

表 5-1(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（大気質）

評価の概要																																																																						
環境の保全のための措置	評価																																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 排ガス中の窒素酸化物、酸素濃度及び燃焼温度等については、連続測定器を設置し、常時適切な運転管理を行う。 施設全体完工時までには排ガス処理等において新しい技術が開発された場合は、それらを技術的に検討し導入を図る。 	<p>予測結果は以下に示すとおり、年平均値及び1時間値の二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基本法に基づく環境基準、1時間値の二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和53年3月、中公審第163号）により提案された環境大気中の二酸化窒素の短期曝露の指針値、1時間値の塩化水素は「環境庁大気保全局長通知」（昭和52年6月、環大規大136号）の目標環境濃度を下回っており、施設からのばい煙による大気質への影響は軽微であると考えられる。</p> <p>また、定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能の維持を図り、排ガス中の窒素酸化物等の連続測定器の設置等の措置を講じることから、施設からのばい煙による環境への影響は低減できるものと判断する。</p> <p>[年平均値の評価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測時期</th> <th>日平均値の2%除外値 又は 年間98%値</th> <th>評価指標</th> <th rowspan="8">（環境基準）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">SO₂ (ppm)</td> <td>※1</td> <td>0.0199</td> <td rowspan="2">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.0196</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NO₂ (ppm)</td> <td>※1</td> <td>0.0499</td> <td rowspan="2">0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.0496</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPM (mg/m³)</td> <td>※1</td> <td>0.0817</td> <td rowspan="2">0.10以下</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.0815</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">DXNs (pg-TEQ/m³)</td> <td>※1</td> <td>0.161</td> <td rowspan="2">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.160</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本施設全体供用時 ※2：第1期施設供用時 ※3：DXNsは予測環境濃度を示す。</p> <p>[1時間値の評価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測時期</th> <th>予測環境濃度</th> <th colspan="2">評価指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">SO₂ (ppm)</td> <td>※1</td> <td>0.0731～0.0819</td> <td rowspan="2">0.1以下</td> <td rowspan="2">環境基準</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.0663～0.0692</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NO₂ (ppm)</td> <td>※1</td> <td>0.0900～0.0967</td> <td rowspan="2">0.1～0.2以下</td> <td rowspan="2">中央公害対策審議会答申</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.0846～0.0869</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPM (mg/m³)</td> <td>※1</td> <td>0.134～0.138</td> <td rowspan="2">0.20以下</td> <td rowspan="2">環境基準</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.131～0.132</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HCl (ppm)</td> <td>※1</td> <td>0.0071～0.0137</td> <td rowspan="2">0.02以下</td> <td rowspan="2">目標環境濃度</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.0020～0.0042</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">DXNs (pg-TEQ/m³)</td> <td>※1</td> <td>0.280～0.302</td> <td rowspan="2">0.6以下</td> <td rowspan="2">環境基準</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>0.263～0.271</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本施設全体供用時 ※2：第1期施設供用時</p>	予測項目	予測時期	日平均値の2%除外値 又は 年間98%値	評価指標	（環境基準）	SO ₂ (ppm)	※1	0.0199	0.04以下	※2	0.0196	NO ₂ (ppm)	※1	0.0499	0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下	※2	0.0496	SPM (mg/m ³)	※1	0.0817	0.10以下	※2	0.0815	DXNs (pg-TEQ/m ³)	※1	0.161	0.6以下	※2	0.160	予測項目	予測時期	予測環境濃度	評価指標		SO ₂ (ppm)	※1	0.0731～0.0819	0.1以下	環境基準	※2	0.0663～0.0692	NO ₂ (ppm)	※1	0.0900～0.0967	0.1～0.2以下	中央公害対策審議会答申	※2	0.0846～0.0869	SPM (mg/m ³)	※1	0.134～0.138	0.20以下	環境基準	※2	0.131～0.132	HCl (ppm)	※1	0.0071～0.0137	0.02以下	目標環境濃度	※2	0.0020～0.0042	DXNs (pg-TEQ/m ³)	※1	0.280～0.302	0.6以下	環境基準	※2	0.263～0.271
	予測項目	予測時期	日平均値の2%除外値 又は 年間98%値	評価指標	（環境基準）																																																																	
SO ₂ (ppm)	※1	0.0199	0.04以下																																																																			
	※2	0.0196																																																																				
NO ₂ (ppm)	※1	0.0499	0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下																																																																			
	※2	0.0496																																																																				
SPM (mg/m ³)	※1	0.0817	0.10以下																																																																			
	※2	0.0815																																																																				
DXNs (pg-TEQ/m ³)	※1	0.161	0.6以下																																																																			
	※2	0.160																																																																				
予測項目	予測時期	予測環境濃度	評価指標																																																																			
SO ₂ (ppm)	※1	0.0731～0.0819	0.1以下	環境基準																																																																		
	※2	0.0663～0.0692																																																																				
NO ₂ (ppm)	※1	0.0900～0.0967	0.1～0.2以下	中央公害対策審議会答申																																																																		
	※2	0.0846～0.0869																																																																				
SPM (mg/m ³)	※1	0.134～0.138	0.20以下	環境基準																																																																		
	※2	0.131～0.132																																																																				
HCl (ppm)	※1	0.0071～0.0137	0.02以下	目標環境濃度																																																																		
	※2	0.0020～0.0042																																																																				
DXNs (pg-TEQ/m ³)	※1	0.280～0.302	0.6以下	環境基準																																																																		
	※2	0.263～0.271																																																																				

表 5-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（騒音・振動）

項目	調査結果の概要	予測の概要			
		影響要因	予測項目	予測結果	
騒音	<p>[資料調査] 港区野跡 4 丁目の環境騒音は昼間が 58dB、夜間が 53dB でありともに環境基準を上回っている状況であった。</p> <p>港区野跡 5 丁目の道路交通騒音は昼間 71dB、夜間 64dB であり昼間は環境基準を 1dB 上回っている状況であった。</p> <p>[現地調査] ＜環境騒音＞ 昼間は平日が、49dB～60dB、休日が 44dB～52dB であった。夜間は平日が 43dB～52dB、休日が 43dB～51dB であった。</p> <p>事業予定地の環境基準の値と比較すると、昼間は全ての地点で環境基準の値（C 類型：60dB（昼間）、50dB（夜間））を下回っていたが、夜間は、環境基準の値を上回る地点があった。</p>	存在・供用時	施設の稼働	工場騒音	<p>＜本施設全体供用時＞ 最大は敷地境界西側で 54dB、北側敷地境界で 57dB、東側敷地境界で 53dB、南側敷地境界で 54dB と予測される。</p> <p>＜第 1 期施設供用時＞ 最大は敷地境界西側で 46dB、北側敷地境界で 53dB、東側敷地境界で 48dB、南側敷地境界で 53dB と予測される。</p>
振動	<p>[資料調査] 港区野跡 5 丁目における道路交通振動は 55dB であった。</p> <p>[現地調査] ＜環境振動＞ 昼間は平日が 38dB～53dB、休日が 30dB 以下～38dB であった。夜間は、平日が 30dB 以下～45dB、休日が 30dB～35dB であった。</p> <p>振動の感覚閾値 (55dB) と比較すると、全ての地点で下回っていた。</p>	存在・供用時	施設の稼働	工場振動	<p>＜本施設全体供用時＞ 敷地境界で最も振動が大きくなるのは、南側の敷地境界で、63dB と予測される。</p> <p>＜第 1 期施設供用時＞ 敷地境界で最も振動が大きくなるのは、南側の敷地境界で 61dB と予測される。</p>

表 5-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（騒音・振動）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な施設の補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 	<p>低騒音型の機器を導入し、建屋の構造及び配置並びに機器の配置に配慮することにより、本施設全体供用時には、施設の稼働に伴う騒音の敷地境界における最大値は 57dB と予測される。第 1 期施設供用時には、敷地境界における最大値は 53dB と予測される。予測の結果、敷地境界における騒音の規制基準と比較すると敷地境界の最大値は、最も厳しい夜間の規制基準（60dB）を満足している。さらに、約 1.0km 離れた最も近い住居地域においては十分に距離減衰が見込まれるため、施設の稼働に伴う騒音の影響は軽微なものとする。</p> <p>また、低騒音型の機器の導入に努め、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は低減できるものと判断する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 主要な機器には独立基礎（各機器に独立の機械基礎を設けること）を設け、振動の伝搬を抑える。 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し施設の性能を維持する。 	<p>低振動型の機器を導入し、振動の伝搬を抑えることにより、施設の稼働に伴う振動の敷地境界における最大値は、本施設全体供用時で 63dB、第 1 期施設供用時で 61dB である。</p> <p>予測結果は人が振動を感じ始める閾値（55dB）を超えている。しかし、約 1.0km 離れた住居地域においては、十分に距離減衰が見込めるため、施設の稼働に伴う振動の影響は軽微であるとする。</p> <p>また、主要な機器に独立基礎を設けることや、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-3(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（低周波空気振動）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
低周波空気振動	<p>[現地調査]</p> <p><事業予定地></p> <p>①1/3 オクターブバンド音圧レベル 全ての地点で低周波音による物的苦情に関する参照値を下回っていた。心身に係る苦情に関する参照値は 31.5Hz 以上の領域で上回っていた。</p> <p>②G特性音圧レベル 全ての地点でG特性音圧レベルの心身に係る苦情に関する参照値 (92dB(A.P)) を下回っていた。</p> <p><類似事例調査></p> <p>①1/3 オクターブバンド音圧レベル 稼働日及び非稼働日の各設備の室外における調査結果は全ての地点で低周波音による物的苦情に関する参照値を下回っていた。心身に係る苦情に関する参照値は 31.5Hz 以上の領域で上回っていた。</p> <p>②G特性音圧レベル 稼働日及び非稼働日の各設備の室外における調査結果は全ての地点でG特性音圧レベルの心身に係る苦情に関する参照値 (92dB(A.P)) を下回っていた。</p>	存在・供用時	施設の稼働 低周波空気振動レベル	<p><本施設全体供用時></p> <p>1/3 オクターブバンド音圧レベルでの A.P (オールパス) は 43dB~47dB、G特性音圧レベルでの A.P は 46dB~50dB と予測される。</p> <p><第1期施設供用時></p> <p>1/3 オクターブバンド音圧レベルでの A.P (オールパス) は 34dB~44dB、G特性音圧レベルでの A.P は 38dB~47dB と予測される。</p>

表 5-3(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（低周波空気振動）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<p>・環境の保全のための措置は、以下に示すとおりとする。</p> <p>送風機 機器からの発生：消音装置の設置 ダクトからの発生：整流装置の設置</p> <p>空気圧縮機（コンプレッサー） 吸気、または吐出配管系に消音装置を設置</p> <p>振動ふるい 防音カバー、防音囲い</p> <p>攪拌機 高剛性建屋で覆う</p>	<p>施設の稼働に伴い発生する低周波空気振動は、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベルともに物的苦情に関する参照値及び心身に係る苦情に関する参照値を下回ると予測される。現地調査の結果、現況において心身に係る苦情に関する参照値を上回っている領域（31.5Hz 以上）があるものの、現況レベルと比べて施設の稼働に伴い発生する低周波空気振動レベルは小さく、現況を著しく悪化させないものとする。</p> <p>また、予測された低周波空気振動レベルは小さく周辺への影響は軽微であること、消音装置、整流装置及び防音カバー等を設置することから、施設の稼働に伴い発生する低周波空気振動の環境への影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-4(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（悪臭）

項目	調査結果の概要	予測の概要			
		影響要因	予測項目	予測結果	
悪臭	<p>[現地調査] <事業予定地> 敷地境界において、22物質のうち硫化水素、アセトアルデヒドの2物質は定量されたものの、濃度は低く、全ての物質は規制基準値未満であった。 また、臭気指数はすべて10未満であり指導基準値未満であった。</p> <p><類似事例調査> 灰出し設備及び汚泥処理施設（汚泥受入箇所）及びし渣沈砂洗浄施設の事例調査は、各建屋の直近で行い、臭気指数については汚泥処理施設（汚泥受入箇所）で敷地境界の指導基準値を上回っていたが、特定悪臭物質濃度については、全地点で敷地境界の規制基準値を下回っていた。 煙突（煙道）での調査はアンモニア等6物質が、脱臭設備（脱臭口）での調査はメチルメルカプタン等4物質が定量された。</p>	存在・供用時	施設の稼働	悪臭物質の濃度等（施設からの漏洩による影響）	灰出し設備、汚泥受入設備及びし渣洗浄棟、沈砂洗浄施設の漏洩による影響は、汚泥受入設備の臭気指数（臭気濃度）以外は施設の直近で敷地境界における規制（指導）基準値を下回っており、規制（指導）基準値を上回っている臭気濃度の受入棟についても、開口部が敷地中央側にあることや距離減衰が見込めるものと予測される。 また、比較的臭気指数（臭気濃度）の高い灰出し設備は、本施設全体供用時には8箇所となり複合的な影響も考えられるが、それぞれの開口部が約30m程度離れていることに加え、敷地境界までも約50m程度離れていることから、距離減衰が見込めると予測される。
			悪臭物質の濃度等（排ガスによる影響）	煙突で検出された特定悪臭物質（アンモニア等6物質）は定量下限値よりも小さい値になると予測される。また、臭気指数（臭気濃度）も定量下限値よりも小さい値になると予測される。その他特定悪臭物質は、煙突で定量下限値未満であることから、地上においてはこれより小さい値になると予測される。	
			悪臭物質の濃度等（脱臭装置排ガスによる影響）	脱臭装置出口で検出されたメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、アセトアルデヒド及び臭気指数（臭気濃度）は、いずれも敷地境界において規制（指導）基準値を下回ると予測される。また、その他の物質は、排出口において定量下限値未満であることから、地上においてはこれよりも小さい値になると予測される。	

表 5-4(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧 (悪臭)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能確保を図る。 施設の配置に配慮する。受泥棟の開口部（トラック出入口シャッター）は敷地内側とする。また、開口部の開口は、極力、短時間とする。 密閉性を高くした建物構造を採用し、悪臭漏洩を防止する。 焼却炉棟の灰出しは、交互に行い、全ての灰出しが同時に行われないよう運転管理を行う。 	<p>施設からの漏洩による影響は、汚泥受入設備の臭気指数（臭気濃度）以外は施設の直近で敷地境界における規制（指導）基準値を下回っており、汚泥受入設備及び灰出し設備の臭気指数（臭気濃度）の影響は脱臭設備で活性炭吸着処理し、距離減衰も見込めることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は軽微であると考えられる。</p> <p>また、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能確保を図り、受泥棟の開口部（トラック出入口シャッター）は敷地内側とする等の措置を講じることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は低減できるものと判断する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 排ガス処理設備で処理した排ガスの測定を行い適切な管理を行う。 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 	<p>予測の結果、特定悪臭物質及び臭気指数（臭気濃度）は、定量下限値未満であり、煙突排ガスによる悪臭の影響は軽微であると考えられる。</p> <p>また、排ガス測定を行い、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能確保を図る等の措置を講じることから、煙突排ガスによる悪臭の影響は低減できるものと判断する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 脱臭装置に使用する吸着剤等の薬品は、適宜補充・交換し、能力の低下が生じないようにする。 	<p>メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、アセトアルデヒド及び臭気指数（臭気濃度）は、いずれも規制（指導）基準値を下回り、その他の物質は定量下限値未満になることから脱臭装置排ガスによる悪臭の影響は軽微であると考えられる。</p> <p>また、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持すること、脱臭装置に使用する吸着剤等の薬品は適宜補充・交換することにより、脱臭装置排ガスによる悪臭の影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-5(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧 (植物)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
植物	<p>[資料調査]</p> <p>ア 植物相 資料調査により 77 科 351 種が確認された。</p> <p>イ 植生 大部分が市街地、住宅地、工場地で植生は乏しい。</p> <p>ウ 重要な植物種等 重要な植物種として、8 種が確認された。</p> <p>[現地調査]</p> <p>ア 植物相 現地調査により 89 科 319 種が確認された。</p> <p>イ 植生 自然植生は存在せず、植栽されたクロマツ、クスノキ等の造成樹林植生と路傍・空地に成立したススキ、セイタカアワダチソウ等の草地植生によって大部分が構成されていた。</p> <p>ウ 重要な植物種等 重要な植物種として、植栽されたシロダモ、マンサク（ともに名古屋市版レッドデータブック準絶滅危惧）及びホルトノキ（愛知県版レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類）が確認され、自生種については確認されなかった。重要な植物群落は確認されなかった。</p> <p>エ 緑の状況 事業予定地の面積 16ha における緑被率は 18.4%、緑被面積は 2.95ha であった。</p>	存在・供用時	施設の存在 植物への影響	<p>事業予定地では重要な植物種及び重要な植物群は確認されておらず、周辺に存在する潜在的な自然植生に配慮しつつ植栽種を選定し、その整備についても維持管理まで含めた長期的な視点にたち、事業予定地内及びその周辺に現在生息している動物や植物の多様性を踏まえ生態系の維持等に配慮し、周辺地域の緑地との連続性を考慮した緑地配置とすることから、現況の植物相及び植生と比べ充実するものと予測される。</p> <p>緑の量の変化は、本施設全体供用時で約 1.85ha（約 11.6%）、第 1 期施設供用時で約 0.25ha (1.6%) 増加する。</p>

表 5-5(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧 (植物)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地のまとまった空き地には可能な範囲において植栽を行う。 	<p>存在時における植物相及び植生は、現況植物環境より充実するものと予測され、緑の量も増加することから、施設の存在に伴う植物への影響は軽微であると考ええる。</p> <p>また、事業予定地のまとまった空き地には可能な範囲において植栽を行う等の措置を講じることから、施設の存在に伴う植物への影響が低減できるものと判断する。</p>

表 5-6-1(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（動物）

項目	調査結果の概要	予測の概要			
		影響要因	予測項目	予測結果	
動物	<p>[資料調査]</p> <p>事業予定地周辺に生息する鳥類としては 18 目 38 科 173 種が確認された。</p> <p>水域では「ラムサール条約登録湿地：藤前干潟」が水鳥にとって渡り途中の中継地及び越冬地として極めて重要な場所となっていた。</p> <p>その他の動物としては哺乳類が 4 目 6 科 11 種、は虫類が 2 目 4 科 6 種、両生類が 1 目 2 科 6 種、昆虫類が 16 目 172 科 590 種、クモ類が 1 目 17 科 84 種確認された。</p> <p>[現地調査]</p> <p>鳥類の重要な種は 17 種であり、事業予定地内ではミサゴ及びハヤブサの飛翔が確認された。</p> <p>は虫類、昆虫類及びクモ類の重要な種は事業予定地及び空見緑地等で確認された。</p> <p>また、注目すべき生息地としては事業予定地の西側に隣接する「ラムサール条約登録湿地：藤前干潟」が考えられる。</p> <p>主要な水鳥（サギ類、カモ類、チドリ類及びシギ類）は、調査対象区域の陸域部を利用するものはごくわずかであった。</p> <p>11 種の繁殖及び繁殖兆候が確認された。</p> <p>事業予定地では繁殖及び繁殖兆候は確認されなかった。</p>	存在・供用時	施設の存在	<p>動物への影響（施設の存在に伴う動物（重要な動物種）への影響）</p>	<p>事業予定地では鳥類 2 種（ミサゴ、ハヤブサ）、は虫類 1 種（シマヘビ）、昆虫類 1 種（ニイニゼミ）、クモ類 2 種（コガネグモ、ゲホウグモ）が確認された。それぞれの予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>a. 鳥類</p> <p>現地調査の結果、事業予定地で採餌、休息する個体は確認されず、事業予定地周辺には営巣に適した環境も存在しなかった。事業予定地では主に上空を飛翔する個体の確認であった。</p> <p>よって、本種への影響はほとんどないと予測される。</p> <p>b. は虫類、昆虫類及びクモ類</p> <p>施設の存在により本種の主要な生息環境である雑多な草地環境の一部が消失するが、周辺地域の公園等に生息に適した樹林地が存在する。また、周辺植生との連続性を考慮し、敷地周囲約 20m を緑化してまとまった緑地とすることから、本種への影響はほとんどないと予測される。</p>

表 5-6-1(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（動物）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<p>・樹林地は樹木の成長を自然の推移に任せるとともに下草刈り・農薬散布等の管理の程度を粗放的に行い、対象種（は虫類：シマヘビ、昆虫類：ニイニイゼミ、クモ類：コガネグモ、ゲホウグモ）の生息に適した環境を確保する。</p>	<p>重要な動物種（鳥類：ミサゴ、ハヤブサ）は事業予定地で採餌、休息する個体は確認されず、事業予定地周辺には営巣に適した環境も存在しなかった。また、事業予定地では主に上空を飛翔する個体の確認であり、重要な動物種に与える影響はほとんどないと考える。</p> <p>施設の存在に伴い重要な動物種（は虫類：シマヘビ、昆虫類：ニイニイゼミ、クモ類：コガネグモ、ゲホウグモ）の主要な生息環境である樹林地及び雑多な草地環境の一部が消失するが、周辺地域の公園等に生息に適した樹林地が存在し、重要な動物種に与える影響はほとんどないと予測されることから、施設の存在に伴う動物（重要な動物種）への影響は軽微であると考える。</p> <p>なお、緑化にあたり、樹種の選定に際しては周辺に存在する潜在自然植生に配慮する。また、その整備についても維持管理まで含めた長期的な視点にたち、事業予定地内及びその周辺に現在生息している動物や植物の多様性を踏まえ生態系の維持にも配慮し、動物が引き続き生息できるような環境を創出することに配慮することから、その他の動物（重要な動物種以外）への影響も軽微であると考える。</p> <p>また、緑地の植生について下草刈り・農薬散布等の管理の程度を粗放的に行い、重要な動物種（は虫類：シマヘビ、昆虫類：ニイニイゼミ、クモ類：コガネグモ、ゲホウグモ）の生息に適した環境を確保することから、施設の存在に伴う動物（重要な動物種）への影響が低減できるものと判断する。</p>

表 5-6-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（動物）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
動物	前述のとおり	存在・供用時	施設の稼働	<p>鳥類への影響（施設の稼働（大気質）に伴う鳥類（水鳥）への影響）</p> <p>大気質の予測結果からラムサール条約登録湿地の大気質寄与濃度（年平均値）は、現況濃度に対して相当程度小さいことから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。</p> <p>環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類（水鳥）への影響は小さいと予測される。</p>
			鳥類への影響（施設の稼働（騒音）に伴う鳥類（水鳥）への影響）	<p>騒音の予測結果からラムサール条約登録湿地の騒音は、西側敷地境界付近では本施設全体供用時に 55dB 未満、第 1 期施設供用時に 45dB 未満と予測される。</p> <p>ラムサール条約登録湿地方向への伝搬は距離減衰が見込まれることから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。</p> <p>環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類（水鳥）への影響は小さいと予測される。</p>
			鳥類への影響（施設の稼働（振動）に伴う鳥類（水鳥）への影響）	<p>振動の予測結果からラムサール条約登録湿地の振動は、西側敷地境界付近では本施設全体供用時に 55dB 未満、第 1 期施設供用時に 30dB 未満と予測される。</p> <p>ラムサール条約登録湿地方向への伝搬は距離減衰が見込まれることから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。</p> <p>環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類（水鳥）への影響は小さいと予測される。</p>

表 5-6-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（動物）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地境界の護岸部側に緑地を施す。 ・ 定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 	<p>大気質、騒音及び振動の現況との変化の程度は軽微と考えられる。環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、施設の稼働に伴う鳥類（水鳥）への影響は小さいと考える。</p> <p>また、護岸部側の境界に緑地を施す等の措置を講じることから、施設の稼働に伴う鳥類（水鳥）への影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-7(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（景観）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
景観	<p>[現地調査]</p> <p>遠景の景観調査の結果、事業予定地に現存する新日本製鐵（株）の工場が視認できる地点と植栽や他の工場等により遮られ、事業予定地付近にある煙突によって位置の確認ができる程度の地点があった。</p> <p>中景の景観調査の結果、他の工場、植栽等が連なっているため、現存工場を視認できない状況であった。</p> <p>近景の調査結果、他の工場、植栽等とともに、現存工場の状況が確認できる。</p>	存在・供用時	施設の存在	<p>景観の変化の程度</p> <p><本施設全体供用時></p> <p>a. No. 1 地点北西約 2.5 km 対岸に施設が見える状況であり、現況よりも建物は大きく、量感が増すものの、明るいイメージとなっている。また、敷地周辺の緑化により、周囲との緑の連続性が保たれている。</p> <p>b. No. 4 地点南西約 1km 対岸に施設が見える状況であり、現況よりも建物は大きく、量感が増すものの、明るいイメージとなっている。</p> <p>c. B 地点 東約 50m 施設がよく見える状況であり、明るいイメージとなっている。</p> <p>d. D 地点南西約 100m 既存建物と比べて、煙突と焼却炉棟がよく確認できる状況である。煙突と焼却炉棟はソフトな色のイメージとなっている。</p> <p><第 1 期施設供用時></p> <p>a. No. 1 地点北西約 2.5km 対岸に施設が見える状況であり、現況よりも建物は大きく、量感は若干増すものの、明るいイメージとなっている。また、敷地周辺の緑化により、周囲との緑の連続性が保たれている。</p> <p>b. No. 4 地点南西約 1km 既存建物と比べて、焼却炉棟の一部が確認でき煙突がよく見える状況である。煙突はソフトな色のイメージとなっている。</p> <p>c. B 地点 東約 50m 施設がよく見える状況であり、明るいイメージとなっている。</p> <p>d. D 地点南西約 100m 既存建物と比べて、植栽の間から焼却炉棟の一部が確認でき煙突がよく見える状況である。煙突はソフトな色のイメージとなっている。</p>

表 5-7(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（景観）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市都市景観基本計画及び名古屋港景観基本計画に配慮したデザインとする。 	<p>遠景地点からの景観は対岸に施設が見える状況であり、明るいイメージとなっているとともに、敷地周辺の緑化により、周囲との緑の連続性が保たれている。また、近景地点からの景観は施設がよく見える状況であり建物の色をソフトな感じとすることから、明るいイメージとなっていると予測されることから、景観の変化の程度は軽微であると考えます。</p> <p>また、名古屋市都市景観基本計画及び名古屋港景観基本計画に配慮したデザインとすることから、施設の存在による景観への影響が低減できるものと判断する。</p>

表 5-8(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（人と自然との触れ合いの活動の場）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>[資料調査]</p> <p>事業予定地周辺には主要な触れ合いの活動の場として、「空見緑地」、「稲永公園」、「野鳥観察館」、「稲永ビジターセンター」が存在する。</p> <p>ア 稲永公園 事業予定地の北約 1km に位置する。 芝生広場、港サッカー場、野球場、河口修景広場、木製遊具広場、野鳥観察館及び稲永ビジターセンター（平成 17 年 3 月 27 日開館）等が整備されていた。</p> <p>イ 空見緑地 事業予定地の北東約 100m、「あおなみ線（西名古屋港線）」の高架東側に位置する。 面積は全体で約 1.5ha であり、このうち植栽は約 63%であった。</p> <p>[現地調査]</p> <p>ア ラムサール条約登録湿地 事業予定地西側水域は、ラムサール条約登録湿地として指定されている。 事業予定地西側護岸では、バードウォッチングを楽しんでいる人を確認することがあった。 また、まばらではあるが、釣りを楽しんでいる人も確認することがあった。</p>	<p>施設の稼働</p> <p>存在・供用時</p>	<p>触れ合いの活動の場での環境への影響</p>	<p><事業予定地西側護岸> 「大気質、騒音、振動及び悪臭」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地からの距離減衰が期待できることから、西側護岸での環境影響の程度は小さいと予測される。 また、西側護岸からのバードウォッチングに関しては、施設の稼働に伴う鳥類への影響の程度は小さいことから類推すると、利用状況の変化はほとんどないと予測される。 <稲永公園> 「大気質、騒音、振動及び悪臭」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地から十分に距離が離れていることから、環境への影響はほとんどないと予測される。よって、公園散策、散歩、休憩等の利用状況の変化はほとんどないと予測される。 また、野鳥観察館、稲永ビジターセンター、護岸からのバードウォッチングに関しては、施設の稼働に伴う鳥類への影響の程度は小さいことから類推すると、利用状況の変化はほとんどないと予測される。 <空見緑地> 「大気質、騒音、振動及び悪臭」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地からの距離減衰が期待できることから、空見緑地での環境影響の程度は小さいと予測される。よって、公園散策、散歩、休憩等の利用状況の変化はほとんどないと予測される。</p>

表 5-8(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（人と自然との触れ合いの活動の場）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<p>・各環境要素で示した環境の保全のための措置を講じる。</p>	<p>事業予定地西側護岸、稲永公園及び空見緑地での大気質、騒音、振動、悪臭及び動物の環境影響の程度は小さく、公園散策、散歩、休憩、バードウォッチング等の利用状況の変化はほとんどないと予測されることから、施設の稼働に伴う触れ合いの活動の場の環境への影響及び利用状況に与える影響は軽微であると考えます。</p> <p>また、各環境要素で示した環境の保全のための措置を講じることにより、施設の稼働に伴う触れ合いの活動の場への影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-9(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（廃棄物等）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
廃棄物等	<p>[資料調査]</p> <p>ア 廃棄物発生状況 平成 15 年度に発生した焼却灰は 17,827 t（山崎：3,896 t、柴田：5,539 t、宝神：8,392 t）であった。 平成 15 年度のし渣・沈砂発生量は、12,414 t / 年であった。</p> <p>イ 廃棄物の管理・減量化・再利用の状況 焼却灰は土質改良材やセメント原料等に有効利用されている。有効利用率は 89.4%（15,934 t）であった。 し渣・沈砂の有効利用率は 36.9%（4,586 t）であった。</p>	存在・供用時	<p>施設の稼働</p> <p>廃棄物の種類及び発生量の程度</p>	<p>＜廃棄物の種類及び発生量＞ 最大稼働時での廃棄物の種類及び発生量は以下のとおりと予測される。</p> <p>＜本施設全体供用時＞ 焼却灰 : 21,900 t / 年 し渣・沈砂 : 15,000 t / 年</p> <p>＜第 1 期施設供用時＞ 焼却灰 : 5,475 t / 年 し渣・沈砂 : 91 t / 年</p> <p>＜廃棄物の排出抑制、減量化、再利用及びリサイクルなどの方策及び量＞ 焼却灰は可能な限り土質改良材、セメント原料等にリサイクルし、平成 26 年度の第 1 期施設供用開始時において、平成 22 年度の目標値（90%）を維持する。 し渣・沈砂は、建設資材へのリサイクルを推進し、可能な限りリサイクルに努める。 有効利用量及び処分量は以下のとおりと予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効利用量 <p>＜本施設全体供用時＞ 焼却灰 : 19,700 t / 年 し渣・沈砂 : 6,000 t / 年</p> <p>＜第 1 期施設供用時＞ 焼却灰 : 4,900 t / 年 し渣・沈砂 : 0 t / 年</p> ・処分量 <p>＜本施設全体供用時＞ 焼却灰 : 2,200 t / 年 し渣・沈砂 : 9,000 t / 年</p> <p>＜第 1 期施設供用時＞ 焼却灰 : 575 t / 年 し渣・沈砂 : 91 t / 年</p>

表 5-9(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（廃棄物等）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及びし渣・沈砂は、極力、有効利用に努めリサイクル率 100%を目指し、リサイクルができないものについては、適正に処分する。 ・将来の技術革新により、より効率的な廃棄物等の有効利用方策が発生した場合は、その効果等を十分に検証し導入の検討に努める。 ・施設の補修時に発生する廃棄物のリサイクルに努める。 ・燃焼温度を適正な温度に保ち、完全燃焼を図る。 ・定期的な施設の補修工事、機能検査、機器の点検等を実施し、施設の性能を維持する。 ・最終処分を行う場合は、関係法令を遵守し処分する。 	<p>施設の稼働に伴い発生する焼却灰及びし渣・沈砂は、極力、有効利用に努めリサイクル率 100%を目指すことにより、焼却灰及びし渣・沈砂の処分量の抑制が可能であるため、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の影響は軽微であると考える。</p> <p>また、施設の補修時に発生する廃棄物のリサイクルに努める等の措置を講じることから、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-10(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（温室効果ガス等）

項目	調査結果の概要	予測の概要			
		影響要因	予測項目	予測結果	
温室効果ガス等	<p>[資料調査]</p> <p>平成 15 年度における山崎汚泥処理場、柴田汚泥処理場、宝神汚泥処理場から発生する二酸化炭素等排出量を算定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 山崎汚泥処理場 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素 10,023.7 (10³m³N) 一酸化炭素 0.0 (10³m³N) 一酸化二窒素 70.0 (10³m³N) 柴田汚泥処理場 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素 13,257.2 (10³m³N) 一酸化炭素 0.0 (10³m³N) 一酸化二窒素 56.0 (10³m³N) 宝神汚泥処理場 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素 5,044.0 (10³m³N) 一酸化炭素 54.0 (10³m³N) 一酸化二窒素 14.0 (10³m³N) 	存在・供用時	施設の稼働	温室効果ガス等の排出の程度	<p><温室効果ガス発生量></p> <p>本施設全体供用時において約 199,500 t/年（二酸化炭素換算値）、第 1 期施設供用時において約 49,700 t/年（二酸化炭素換算値）の温室効果ガスの発生が予測される。</p> <p><温室効果ガス削減量></p> <p>本事業における発電量（検討中）は本施設全体供用時に約 15,300 千 kwh/年、第 1 期施設供用時に約 2,900 千 kwh/年であり、発電量分の電力消費量が削減される。</p> <p>したがって本施設全体供用時において約 5,800 t/年（二酸化炭素換算値）、第 1 期施設供用時において約 1,100 t/年（二酸化炭素換算値）が削減されると予測される。</p>

表 5-10(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧 (温室効果ガス等)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却に伴う余熱を有効に利用(発電等)する。 ・省エネルギー型の機器を積極的に採用する。 ・本施設全体供用時において敷地の30%以上を緑地とする。 ・太陽光等の自然エネルギーの利用に努める。 ・下水道資源の有効利用に努める。 	<p>本施設の供用に伴い発生する温室効果ガスは、本施設全体供用時において約 199,500 t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時において約 49,700 t/年(二酸化炭素換算値)の温室効果ガスの発生が予測される。</p> <p>環境保全措置(都市ガス及び処理水の使用)を行うことにより本施設全体供用時においては、約 10,800 t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時には約 2,600 t/年の温室効果ガスの削減ができるものと予測され、さらに熱利用棟において発電を行うことにより本施設全体供用時において約 5,800 t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時で約 1,100 t/年(二酸化炭素換算値)の温室効果ガスが削減されると予測されることから温室効果ガスの環境への影響は緩和されていると考える。</p> <p>また、焼却に伴う余熱の有効利用、敷地の緑化、自然エネルギーの利用に努める等の措置を講じることにより、本施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの環境への影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-11(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（日照障害）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
日照障害	<p>[資料調査]</p> <p>ア 用途地域 事業予定地周辺の用途地域指定は主に「工業地域」であり調査対象区域の約 90%を占めていた。</p> <p>イ 土地利用区分 調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況は宅地が約 70%、次いで田畑が約 21%、雑種地等が約 9%であった。</p> <p>ウ 建物の状況 事業予定地周辺は主に工業施設用地、供給・処理・運搬施設用地であり、北約 1km 先には住居施設用地（一部、商業施設用地等が散在する）が存在していた。</p> <p>エ 土地利用計画 港湾法に基づく名古屋港臨港地区内の分区としては「工業港区」の指定がなされていた。</p> <p>[現地調査] 既存建物の冬至日の地上における時刻別の日影は事業予定地内で収まる状況であった。</p>	存在・供用時	施設の存在 日影の影響の程度	冬至日の日影は、本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時ともに、現況と比べ長さは長くなるものの影響時間は短く、建物による等時間日影は、5 時間等時間日影線が敷地境界線から 5m のラインに、3 時間等時間日影線が敷地境界線から 10 m のラインにかかる程度である。

表 5-11(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（日照障害）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地は工業地域であり、日影の規制はないが、建物の形状・配置に配慮する。 日照障害軽減のための北側建屋高さをできる限り低くする。 	<p>事業予定地は工業地域であり、日影の規制はないが、準工業地域並みの日影基準を満足させるよう建物の形状・配置に配慮するため、日影の影響は軽微であると考えます。</p> <p>また、日照障害軽減のための北側建屋高さをできる限り低くすることにより、施設の存在による日影の影響は低減できるものと判断する。</p>

表 5-12(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（電波障害）

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
電波障害	<p>[現地調査]</p> <p>ア 受信画質評価 <地上波アナログ> 電波測定車により 50 地点で調査した。 V H F 局の受信状況は、いずれかのチャンネルにゴーストが見受けられる状況であった。特にローチャンネル（1, 3チャンネル）に多く見られた。</p> <p>U H F 局の受信状況は、25, 35 チャンネルともにゴーストが目立つ地点があった。</p> <p><地上波デジタル> 電波測定車により 20 地点で調査した。 ブロックノイズが確認されるチャンネルがあった。概ね全チャンネル良好に受信されていた。</p> <p>イ 共同テレビ受信施設 の状況 名古屋市営住宅内の一部に設置されていた。</p> <p>ウ マイクロウェーブの 送信経路 事業予定地内に存在するマイクロウェーブ通信回路は重要無線通信に該当するものとしないうものがあつた。なお、現計画の煙突位置はこの通信回線の電波伝搬防止区域を外れていた。</p>	<p>施設の存在</p> <p>存在・供用時</p>	<p>テレビジョン電波障害の程度及び範囲</p>	<p>障害は建物幅が広く、建物高さの高い焼却炉棟、汚泥棟及び煙突が大きく寄与しており、その範囲は地上波アナログ、地上波デジタルともに住居地域には現れないと予測される。事業予定地に隣接した一部の工場地帯（東側を除く）では、地上波アナログ、地上波デジタルともに障害が予測される。</p>

表 5-12(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧（電波障害）

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉棟等の建物幅が広く、建物高さの高い電波障害の要因となる施設を可能な範囲で敷地境界から離す。 ・苦情が発生した場合は状況を確認し対応する。 	<p>障害が予測される範囲は住居地域には現れないが、事業予定地に隣接した工場地帯（東側を除く）においては障害が予測される。しかし、障害範囲は地上波アナログより地上波デジタルの方が狭く、施設の供用開始時には地上波デジタル放送への移行が進んでいることを勘案すれば、施設の存在に伴う電波障害の影響は軽微であると考え。</p> <p>また、焼却炉棟等の電波障害の要因となる施設を可能な範囲で敷地境界から離すこと等の措置を講じることから、施設の存在に伴う電波障害の影響は低減できるものと判断する。</p>

第6章 事後調査（供用開始後）の実施内容

1. 事後調査の目的

本事業に係る供用開始後において、本施設の存在・供用により周辺環境に及ぼす影響の程度について把握し、予測・評価及び環境保全措置の内容の妥当性を検証することを目的とする。

また、事業実施に際して、事前配慮の内容及び環境保全措置の内容について、具体的にどのように反映したかについても併せて報告を行うこととする。

2. 事後調査計画（供用開始後）

本調査で対象とする調査時期は、本施設全体供用時及び第1期施設供用時である。施設は、平成25年10月から稼働するが、平成26年3月までは場内整備工事が続くため、第1期施設供用時の事後調査は、平成26年度に実施する。本施設全体供用時の調査は、本施設が全て建設され、施設の稼働が定常状態になった段階で実施する。また、第1期施設供用開始後に行った事後調査結果は、調査後、速やかに中間報告を行う計画である。

事後調査（供用開始後）の項目、手法並びに時期及期間は表6-1～表6-2に示すとおりである。

なお、要望・苦情が生じた場合には、その件数、内容及び対応についても併せて報告する。

表 6-1 事後調査計画（供用開始後）

	調査項目	手 法 等
大気質	施設からのばい煙	<p>[調査事項] 排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類</p> <p>[調査方法] ○硫黄酸化物 JIS K 0103 に規定する測定方法 ○窒素酸化物 JIS K 0104 に規定する測定方法 ○ばいじん JIS Z 8808 に規定する測定方法 ○塩化水素 JIS K 0107 に規定する測定方法 ○ダイオキシン類 JIS K 0311 に規定する測定方法</p> <p>[調査地点] 排ガス採取口^{※1}（各炉）（図 6-1 参照）</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時（平成 26 年度）に各 1 回）</p>
騒 音	工場騒音	<p>[調査事項] 騒音レベル</p> <p>[調査方法] 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）に定める方法</p> <p>[調査地点] 事業予定地の敷地境界 4 地点（図 6-2 参照）</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時（平成 26 年度）に 24 時間×各 1 回）</p>
振 動	工場振動	<p>[調査事項] 振動レベル</p> <p>[調査方法] 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 環境庁告示第 1 号）に定める方法</p> <p>[調査地点] 工場騒音と同じ</p> <p>[調査時期] 工場騒音と同じ</p>
低周波 空 気 振 動	低周波空気振動	<p>[調査事項] 1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベル</p> <p>[調査方法] 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月 環境庁大気保全局）に定める方法</p> <p>[調査地点] 工場騒音と同じ</p> <p>[調査時期] 工場騒音と同じ</p>

※1：大気質の排ガスの調査は、環境影響評価書では、「煙突（各炉）」としていたが、煙突は 2 炉の集合筒であることから、各炉で調査を行うために、排ガス採取口（各炉）とした（悪臭についても同様）。

表 6-2(1) 事後調査計画（供用開始後）

	調査項目	手法等
悪臭	悪臭物質の濃度等	<p>[調査事項] 特定悪臭物質、臭気指数（臭気濃度）</p> <p>[調査方法] ○特定悪臭物質 「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）に定める方法 ○臭気指数（臭気濃度） 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 環境庁告示第 63 号）に定める方法</p> <p>[調査地点] ○事業予定地の敷地境界 4 地点（図 6-2 参照） ○排ガス採取口（各炉）（図 6-1 参照） ○各棟の脱臭設備出口（図 6-3 参照） ○受泥棟、し渣沈砂洗浄棟及び灰出し設備（図 6-4 参照）</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時（平成 26 年度）のうち臭気が強いと感じられる時期（夏季）に各 1 回）</p>
植物	植物への影響	<p>[調査事項] 植生の概要、緑被率、緑被面積</p> <p>[調査方法] 植栽実施結果、管理記録からの読み取り等</p> <p>[調査地点] 事業予定地（図 6-5 参照）</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時（平成 26 年度））</p>
動物	動物への影響	<p>[調査事項] 陸生生物の概要、重要な動物種</p> <p>[調査方法] ・資料調査 既存資料調査（ラムサール条約登録湿地に関する調査）から主に鳥類の状況を確認する。 ・現地調査 「自然環境アセスメント技術マニュアル」（1995 年（財）自然環境研究センター）に準拠する方法 ○哺乳類 フィールドサイン調査、トラップ調査 ○鳥類 ポイントセンサス調査、ラインセンサス調査、任意直接観察法（日没後 1 時間の調査含む）、主要な水鳥の状況調査（陸域部の利用状況調査）、繁殖状況調査 ○は虫類・両生類 直接確認調査、任意採取調査 ○昆虫類 任意採取調査、ベイトトラップ調査、ライトトラップ調査 ○クモ類 任意採取調査</p> <p>[調査地点] 事業予定地（約 16ha）、稲永公園（約 1.5ha）^{※2}（図 6-6 参照） （ただし、鳥類相、鳥類の繁殖状況調査は調査対象区域（陸域部））</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時（平成 26 年度）に各 1 回） 哺乳類、は虫類・両生類、昆虫類、クモ類：春季、夏季、秋季の各 1 日間程度 鳥類：4 季及び繁殖期の各 1 日間程度</p>

※2：空見緑地も調査地点としていたが、現在、空見緑地は駐車場となっているため調査地点から除外した。

表 6-2(2) 事後調査計画（供用開始後）

	調査項目	手法等
景観	景観の変化の程度	<p>[調査事項] 主要眺望点からの景観</p> <p>[調査方法] 写真撮影</p> <p>[調査地点] 事業予定地周辺の4地点（図6-7参照）</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第1期施設供用時（平成26年度）に各1回）</p>
廃棄物等	廃棄物等の発生の程度	<p>[調査事項] ○廃棄物（焼却灰、し渣・沈砂等）の発生量 ○廃棄物の再資源化の状況</p> <p>[調査方法] 管理記録（1年間）からの読み取り等</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第1期施設供用時（平成26年度））の各1年間</p>
温室効果ガス等	温室効果ガス等の発生の程度	<p>[調査事項] ○温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素） ○燃料等使用量（都市ガス、電力、用水、高分子凝集剤及びポリ塩化アルミニウム）</p> <p>[調査方法] 排ガス中の二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素濃度及び排ガス量の測定、管理記録からの読み取り等より類推する。</p> <p>[調査時期] 施設供用時（本施設全体供用時及び第1期施設供用時（平成26年度）各1年間）</p>
日照害	日影の影響の程度	苦情の有無とその内容を報告する。
電波障害	テレビジョン電波障害の程度	苦情の有無とその内容を報告する。

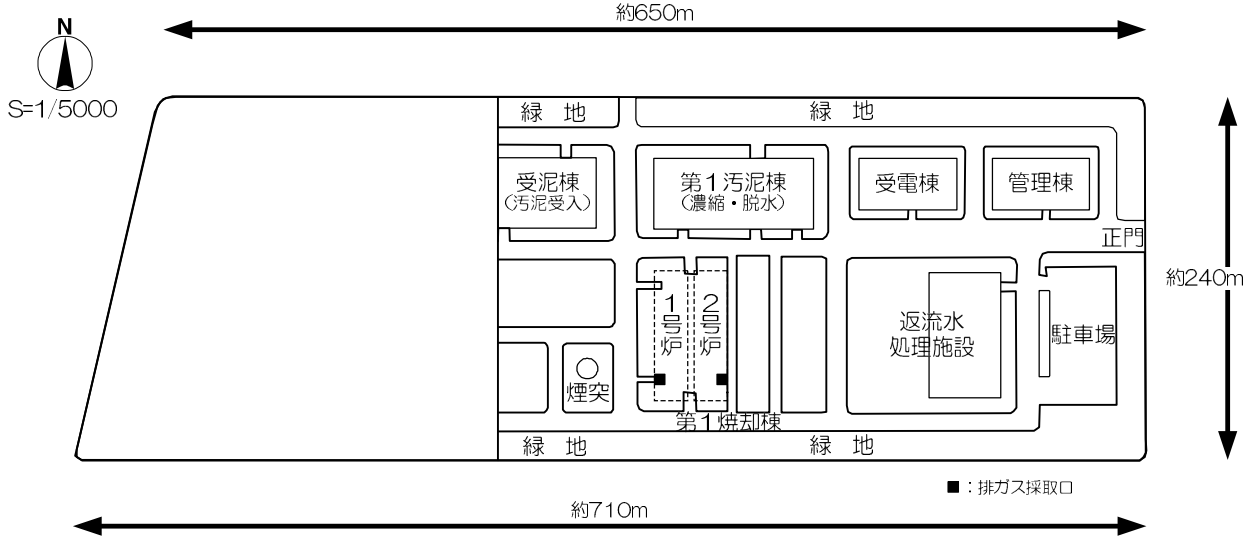


図 6-1(1) 大気質・悪臭調査地点〔排ガス〕(第1期施設供用時)

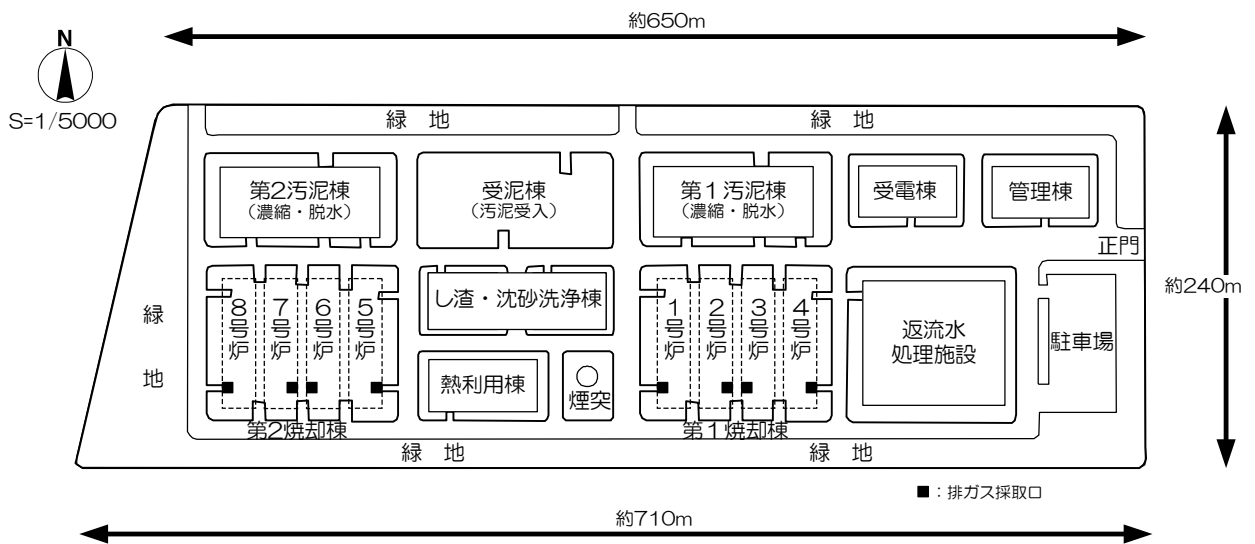
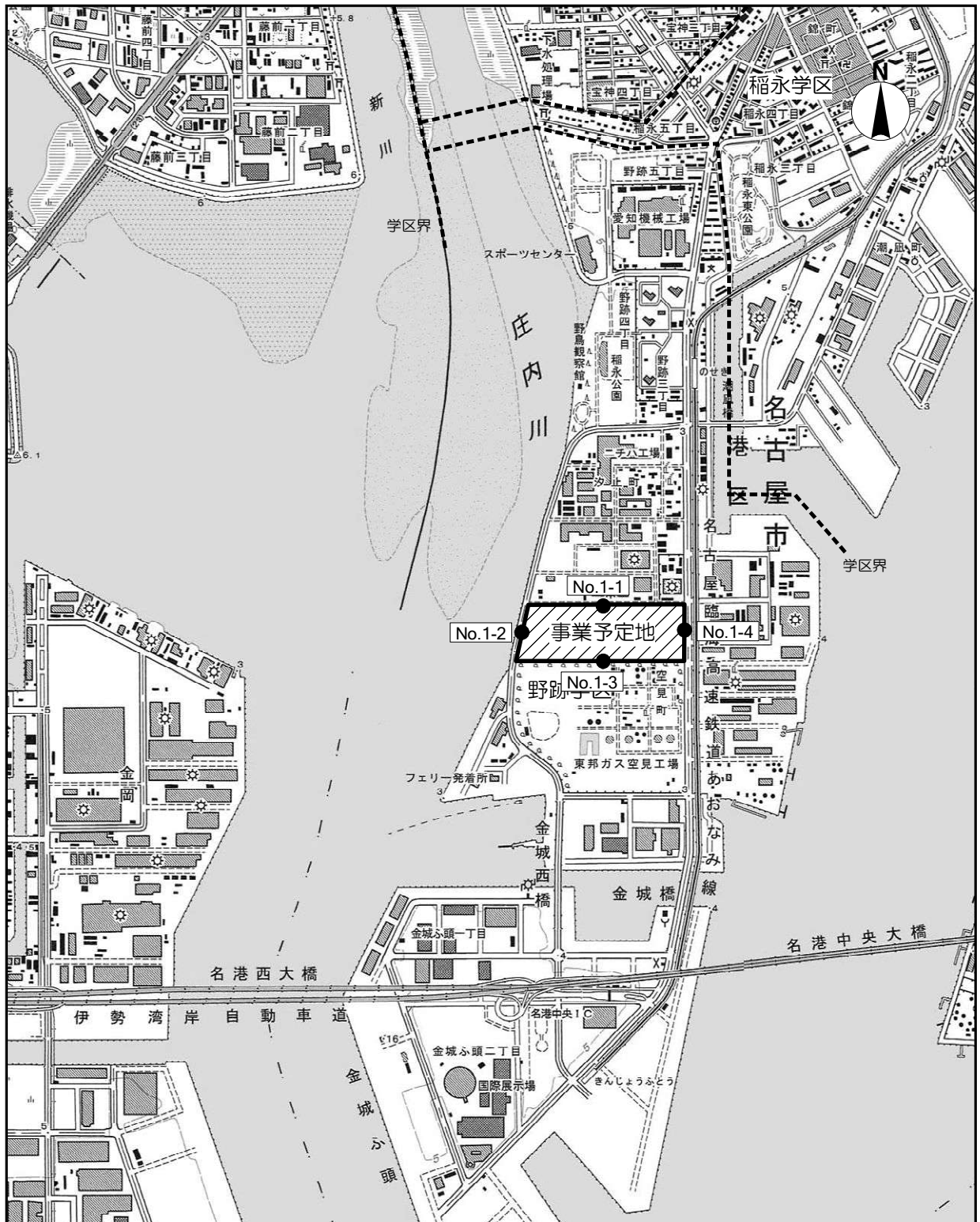


図 6-1(2) 大気質・悪臭調査地点〔排ガス〕(本施設全体供用時)



0m 500 1000 1500
1 : 25,000

図 6-2 騒音・振動・低周波空気振動・悪臭調査地点
(敷地境界)

凡 例	
●	騒音・振動・低周波空気振動・悪臭 (敷地境界)

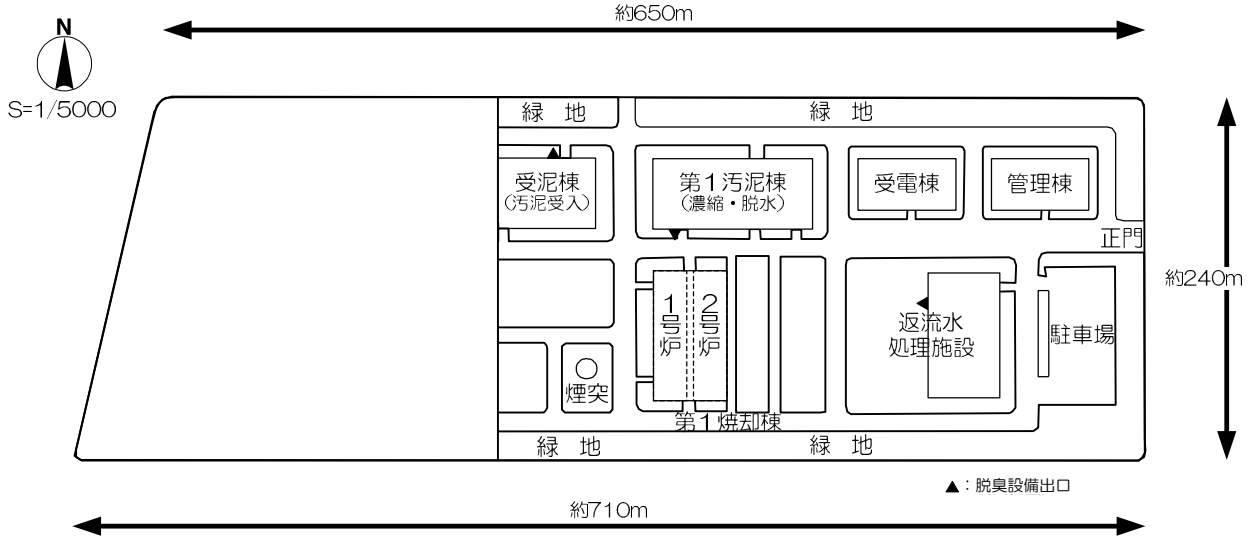


図 6-3(1) 悪臭調査地点〔脱臭設備出口〕(第1期施設供用時)

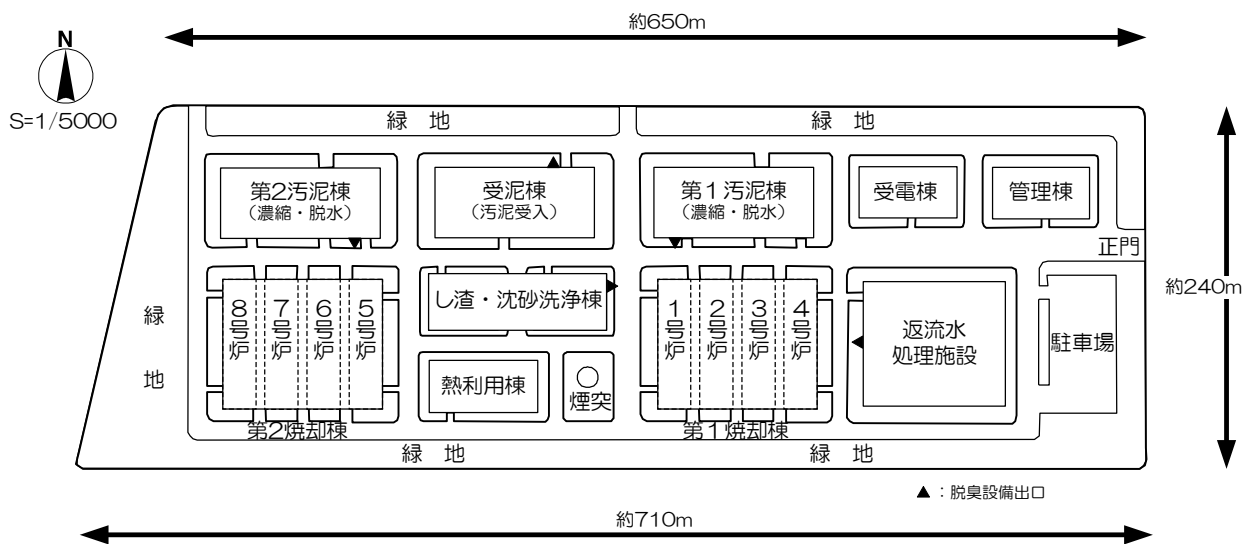


図 6-3(2) 悪臭調査地点〔脱臭設備出口〕(本施設全体供用時)

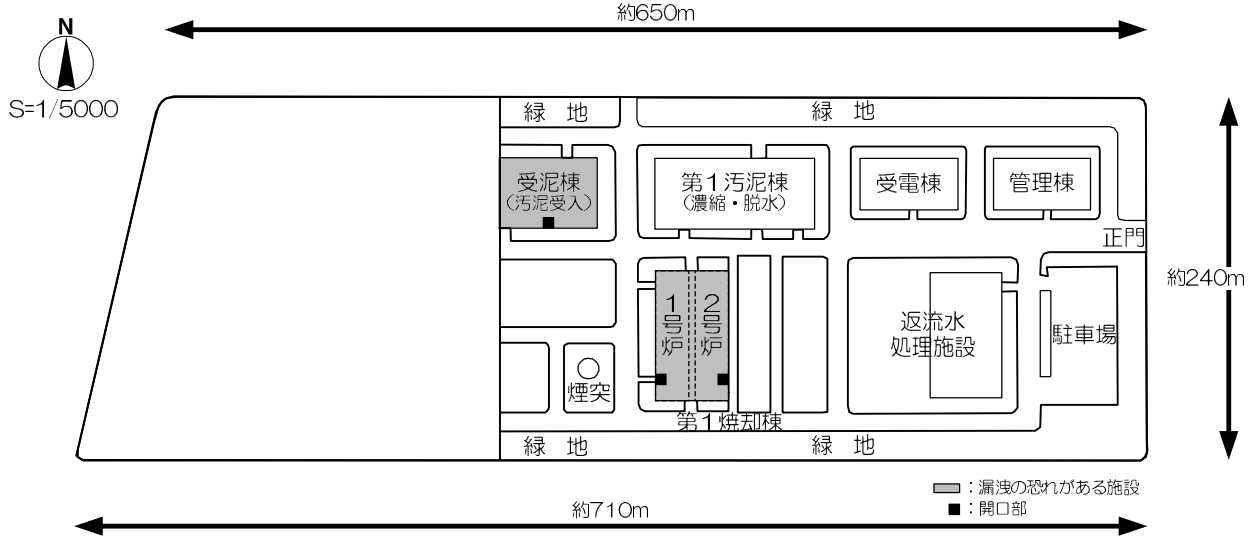


図 6-4(1) 悪臭調査地点〔施設からの漏洩〕(第1期施設供用時)

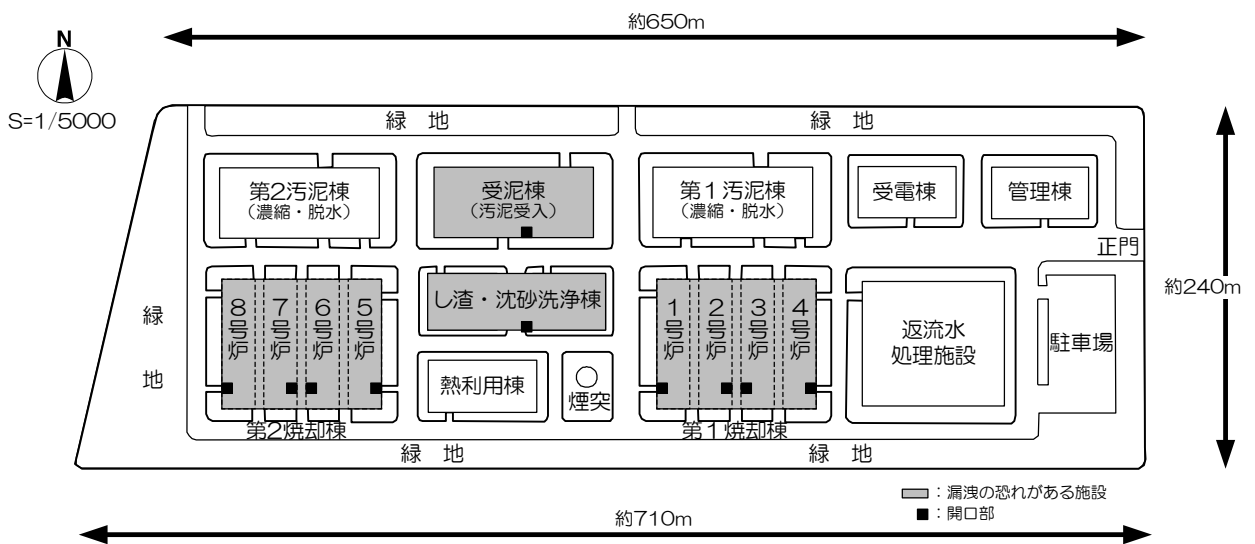


図 6-4(2) 悪臭調査地点〔施設からの漏洩〕(本施設全体供用時)

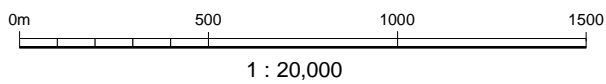
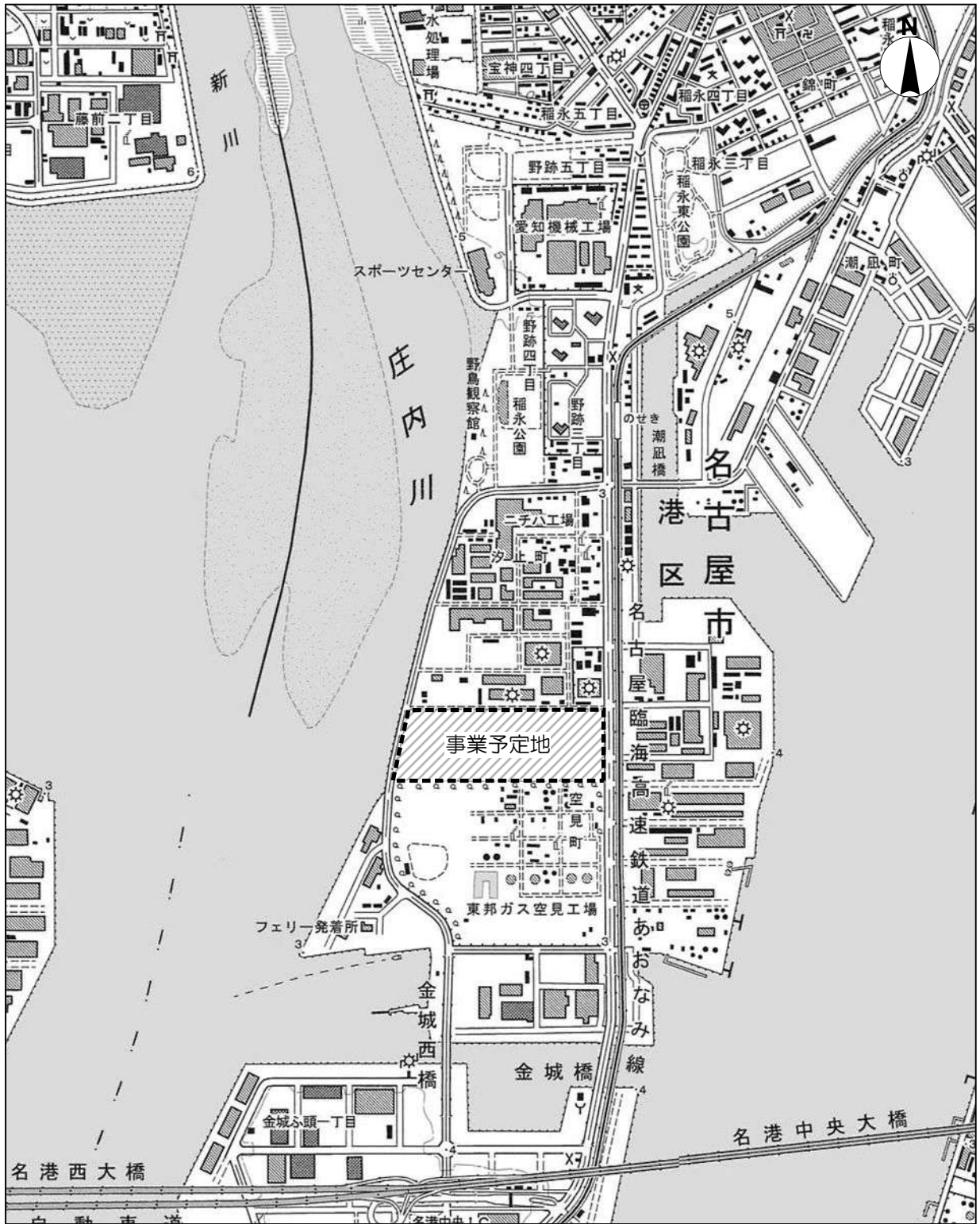

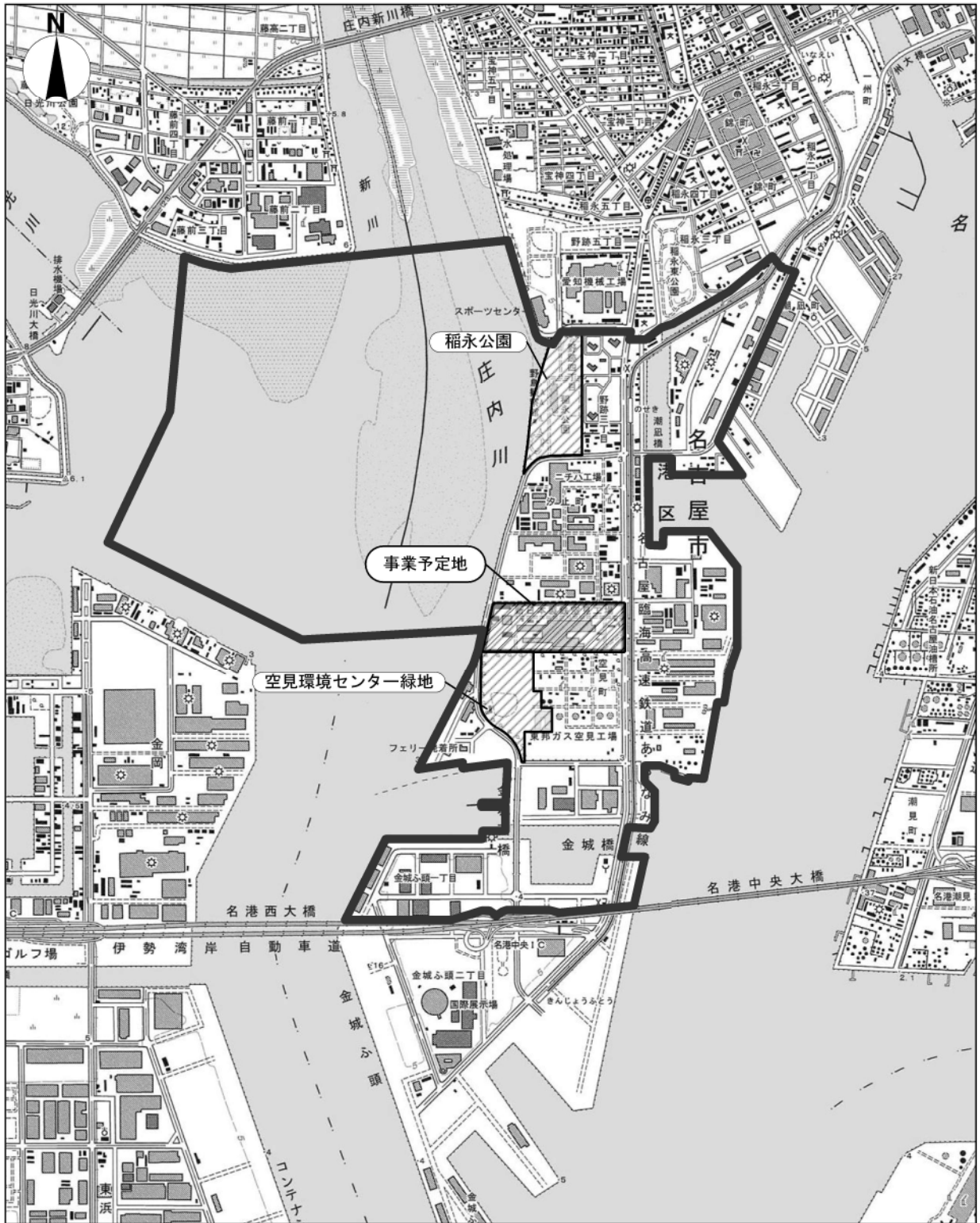


図 6-5 植物調査範囲


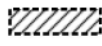
凡 例	
	: 植物調査範囲

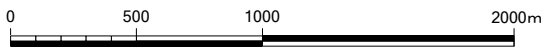
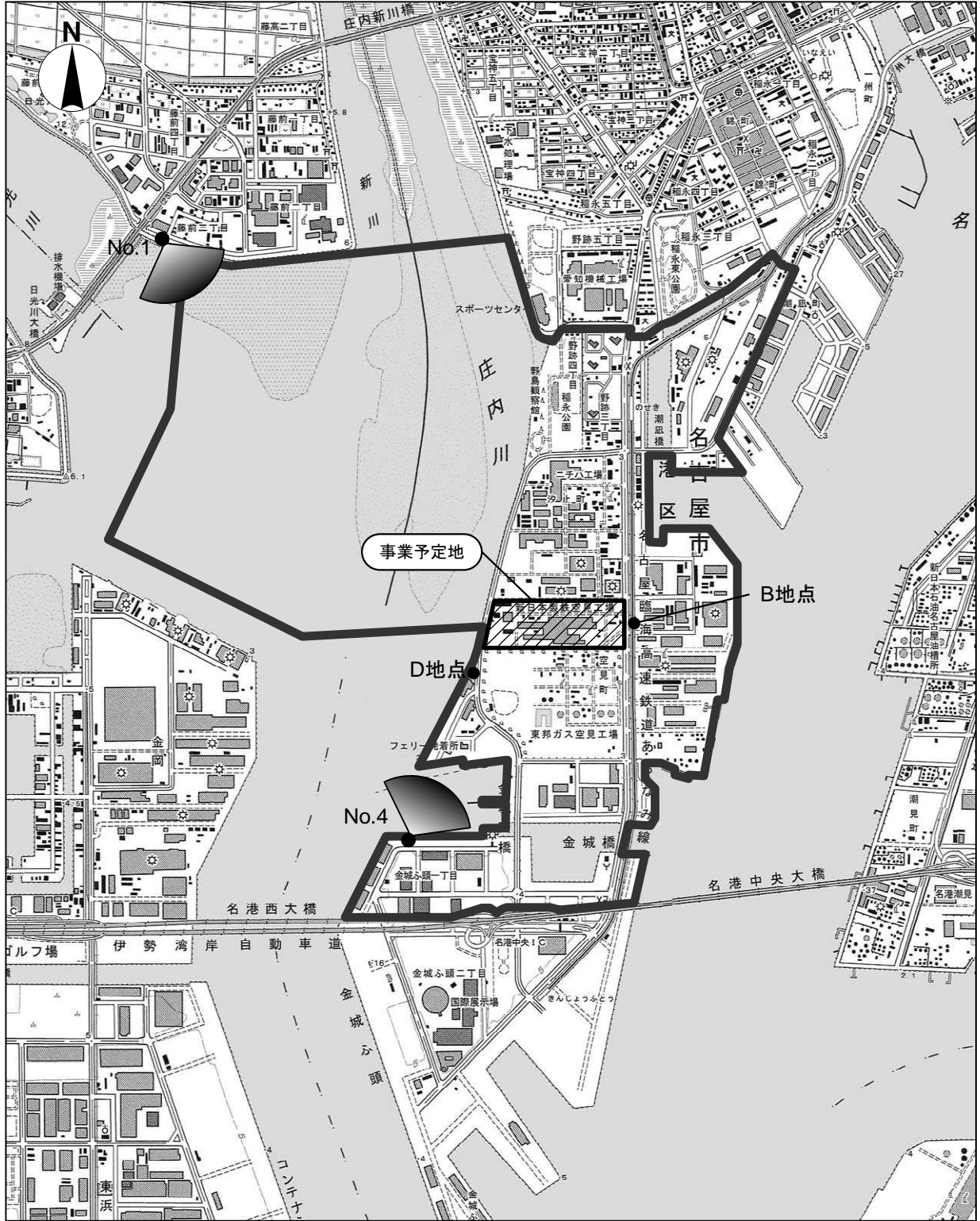


0 500 1000 2000m

1 : 30,000



図 6-6 動物調査対象区域

凡 例	
	: 動物調査対象区域
	: 動物調査範囲 (陸域)



1 : 30,000

図 6-7 景観調査地点

凡 例	
	: 調査対象区域
	: 景観調査地点 ※地点名は評価書と同一とした。

参考資料

事後調査計画時点における施設概要及び施設配置は、以下のとおりである。

1. 施設概要

施設の概要は表1に示すとおりである。

施設は、機能毎に別棟とし、受泥棟、汚泥棟、焼却炉棟、返流水処理施設、管理棟、受電棟、し渣洗浄棟、沈砂洗浄棟及び熱利用棟を計画する。

汚泥焼却から発生する熱は、場内で利用するとともに、今後、利用用途を検討し、熱の有効利用を図ることとする。

なお、し渣洗浄棟及び沈砂洗浄棟のみ昼間運転とし、それ以外の施設は24時間稼働とする。

表1 施設の概要

名称	施設の概要	施設の形状・寸法	
		第1期施設供用時	本施設全体供用時
受泥棟	汚泥の受入、貯留を行う施設	平面：52m×46m 高さ：13m	平面：91m×46m 高さ：13m
第1汚泥棟	汚泥の濃縮及び脱水を行う施設	平面：118m×40m、高さ：25m	
第2汚泥棟	同上	—	平面：118m×40m 高さ：25m
第1焼却炉棟	脱水汚泥を焼却する施設	平面：59m×95m 高さ：25m	平面：110m×95m 高さ：25m
第2焼却炉棟	同上	—	平面：110m×95m 高さ：25m
返流水処理施設	返流水を凝集沈殿法により処理する施設	平面：30m×83m 高さ：6m(地下12m)	平面：56m×83m 高さ：6m(地下12m)
受電棟	本施設の受電を行う施設	平面：31m×24m 高さ：15m	平面：31m×53m 高さ：15m
熱利用棟	汚泥焼却により発生する熱を利用する施設	平面：51m×29m 高さ：18m	
し渣洗浄棟	本施設及び各水処理センター場等から発生するし渣を洗浄する施設	—	平面：30m×50m 高さ：20m
沈砂洗浄棟	本施設及び各水処理センター等から発生する沈砂を洗浄する施設	—	平面：48m×50m 高さ：20m
管理棟	本施設の運転管理を行う施設	平面：25m×44m、高さ：11m	

2. 施設配置

施設配置は、図1(1)～(2)に示すとおりである。

施設配置は、当初計画を見直し、以下に示す内容を変更した。これにより、機能の合理化、建設コストを含めたトータルコストの低減を図る。

- ・ 返流水処理方式について、コスト、維持管理性の観点から、水処理方式の見直しを行い、施設をよりコンパクトにした。

- ・ 汚泥棟への送泥距離を短くし、維持管理上のリスクを軽減するため、受泥棟を第1汚泥棟と第2汚泥棟の間に配置した。
- ・ 周辺環境対策に配慮し、臭気の漏洩が懸念されるし渣洗浄棟及び沈砂洗浄棟を敷地中央部にあたる第1焼却炉棟と第2焼却炉棟の間に配置した。
- ・ 熱利用効率を高める観点から、熱利用棟を設け、最短の動線で熱回収が可能な第1焼却炉棟と第2焼却炉棟の間に配置した。
- ・ 受電・ポンプ棟は、返流水を自然流下で送水することとしたためポンプ施設がなく、受電棟とした。
- ・ 管理棟は、正門からの動線を考慮して正門や駐車場から近い位置とし、受電棟と配置替えした。
- ・ 返流水処理施設の第1期整備位置は、返流水の返送ルートが東側方向であることから、敷地境界に近い東側とした。

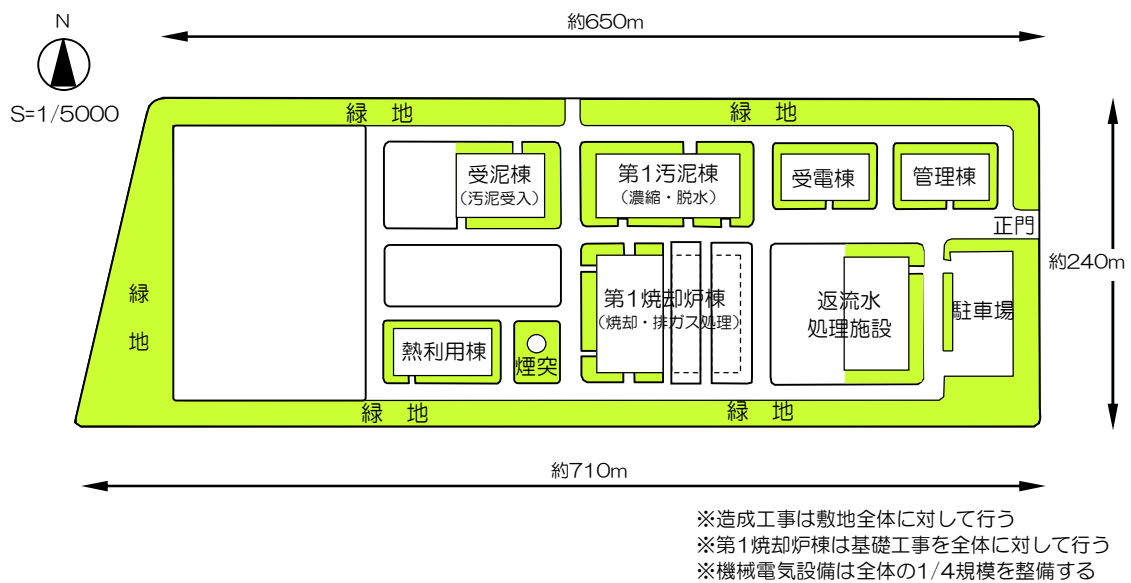


図1(1) 第1期施設配置計画

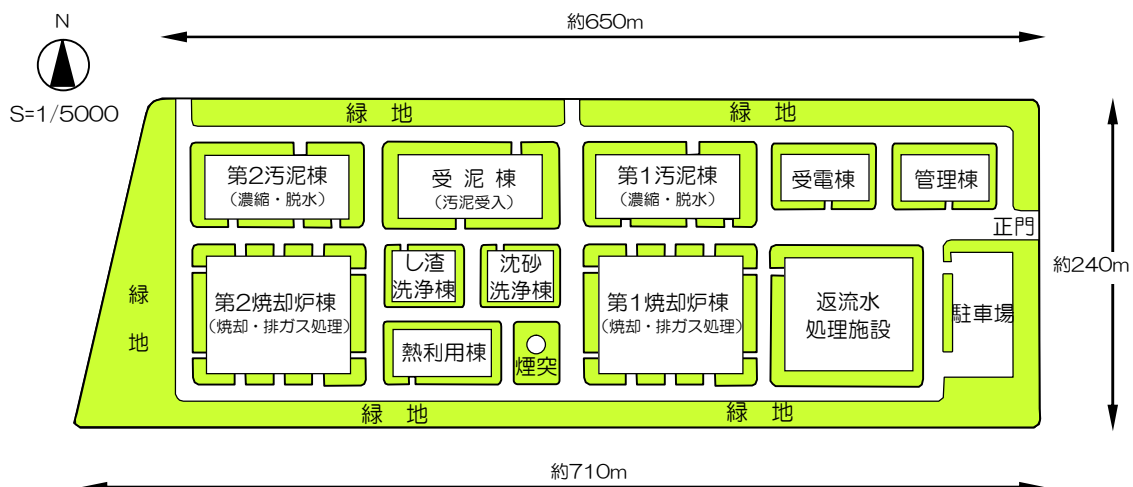


図1(2) 全体施設配置計画

